

平成23年第6回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年12月13日(火)

議事日程(第2号)

平成23年12月13日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
政策企画部長	佐藤 啓 君	市民生活部長	川上 明文 君
保健福祉部長	安田 隆 君	産業部長	井坂 孝行 君
建設部長	菊池 拓夫 君	会計管理者	岡部 芳雄 君
上下水道部長	鈴木 則文 君	消防長	福地 壽之 君
教育次長	山崎 修一 君	秘書課長	宇野 智明 君
総務課長	荻津 一成 君	監査委員	中村 弘 君

事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝則
------	-------	---------	------

午前10時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。
ただいま出席議員は22名であります。
よって、定足数に達しております。
直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（茅根猛君） 諸般の報告を行います。

10月11日付で、横浜市中区本郷町3-287、荒木實氏から、地球社会建設決議陳情書が、また、11月10日付で、取手市桑原512-1、大橋幸雄氏ほか26名から緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出を求める陳情が、また11月16日付で、さいたま市中央区新都心2-1、さいたま新都心合同庁舎2号館国土交通省管理職ユニオン関東支部委員長中川順次氏から、安全・安心な国民生活実現のため防災生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書が、また、11月28日付で、常陸太田市下河合町5-5、生活クラブ生協ひたちなか支部稲川とき江氏ほか59名から、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める陳情が、また11月17日付で、常陸太田市町屋町490-1、檜山博氏ほか20名から公害防止に関する陳情が、お手元に配付してあります写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第1 一般質問

議長（茅根猛君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番赤堀平二郎の発言を許します。

〔2番 赤堀平二郎君登壇〕

2番（赤堀平二郎君） おはようございます。事前に通告をさせていただきましたとおり、4点についての一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、水害対策についてでございますけれども、里川・渋江川の合流近辺の増水時における冠水対策についてでございます。

では、質問を始めさせていただきます。早いもので、2011年も残すところ18日となりました。今年ほど水の持つ力、その働きを強く印象づけられた年はございません。あの東日本

大震災の後に、太平洋沿岸に発生した大津波のすさまじいばかりの破壊力、9月には台風12号、15号が相次いで上陸し、新潟県や和歌山県等に甚大な被害をもたらし、多くのとうとい人命も失われました。海外に目を転ずれば、タイの大洪水もまた記憶に新しい出来事でした。

そういえば、大震災に続きまして起きましたところの福島原発の2度にわたる水素爆発もまた、冷却水注入機能の喪失によるものでございました。残念ながら、天変地異、自然災害を私たち人間の手によって封じ込めることはできません。不可能であります。しかしながら、地域が、そこに住む人々が一体となってこれに取り組み、政治、行政が適切な政策、施策を行っていくならば、その被害を最小限に食い止めることは可能でございます。いわゆる減災の考え方です。本市もまたこの考え方に基きまして、さまざまな施策を的確に行っていく必要があると思います。

さて、当市におきましても、台風15号によってもたらされました豪雨によりまして多くの被害が発生いたしました。10年12月の定例議会でも、私自身取り上げさせていただきました里川・渋江川の合流地点近辺の冠水問題、今回は付近の農地はもちろんのこと、渋江川沿いの民家へも迫る勢いでございました。災害時の避難先にも指定されております峰山中学のグラウンドも完全に水没し、まるで湖かのようなありさまでございました。体育館も、あわや床上浸水というところまで至っております。里川、久慈川の増水時のたびに繰り返される冠水問題、もはや看過できるものではございません。早急な対策が求められます。そこで幾つかの質問をさせていただきます。

まず、渋江川の水源と総延長、2番目に今回の冠水面積を把握しておられるかどうか、把握しておられるならばお答えいただきたいと思います。3番目に、過去にも取り上げられたとされます機場ポンプの大まかな設置費用はどれぐらいなのか、お答えいただきたいと思います。4番目に、今回の冠水時における水防活動についてもお答えいただきたいと思います。

次に、2番目といたしまして、国が今国会で成立させました3次補正並びに復興特区についてお聞きいたします。次に、このたび成立いたしました国の3次補正及び復興特区制度の活用についてお伺いいたします。3次補正の中に含まれる、比較的地方、地域の裁量権の大きい復興交付金、復興基金、これにつきまして、どのような事業にどのぐらいの金額を申請、活用するおつもりなのかお聞きいたします。また、復興特区制度につきましても、どのような申請をし、活用するおつもりなのかお聞きしたいと思います。

3番目でございます。乳幼児の夜間診療、小児科医療施設についてご質問させていただきます。次に、幸久地区のあるお母さんからの相談でありますけれども、夜間における乳幼児の診療につきまして、救急車を手配いたしましても、なかなか近場で医療機関の受け入れ先が見つからず、大変ご苦労なさったという話を聞きました。何とか市といたしましても、小児科医療施設の誘致も含めた対策をしてもらえないだろうかというお話でございました。当常陸太田も急速に少子・高齢化が進んでおります。その中において、乳幼児の健康維持管理は最も重要な課題であり、問題であると考えます。乳幼児の夜間診療の現状と、小児科医療施設の誘致も含

めた対策についてお伺い申し上げます。

4 番目といたしまして、学校行事についての質問でございます。次に、学校行事についてお伺い申し上げます。過日、茨城新聞のコラム「デスク日誌」の整理部の永池広さんという方が書かれておられました。要旨はおよそこうであります。9月に入って多くの学校で運動会が行われますが、児童生徒が熱中症で病院に運ばれることが話題となったということでもあります。学校行事を優先させる余りの現実、暑ければ運動会の日程をおくらせればいいだけの話。運動会の主役は子どもたちであって、教師ではございません。予防対策には水分の摂取と言う前に、日程の見直しを考えるべきではないだろうかという提案が、このコラムの中にありました。

私自身、幸久小学校の運動会に臨席した折、体調を崩した児童を見かけました。幸い大事には至りませんでしたけれども、このところ平年より高い猛暑が続く昨今、炎天下、屋外での運動は、ある意味、危険と申せましょう。ちなみに、私の子ども時代、もう随分前でございますけれども、運動会開催時期は10月以降ではなかったかと記憶いたしております。執行部の皆さんのご見解をお伺い申し上げます。

以上、1回目の質問をさせていただきました。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 水害対策について、建設部関連のご質問にお答えいたします。里川・渋江川合流地点における冠水問題についての中で、最初に渋江川の水源地と総延長についてでございます。渋江川は大平町の市営斎場西側の駒米谷津溜811番地となります。そこを水源地として、里川合流地点まで総延長約7.3キロメートルとなっております。

次に、台風15号による豪雨時の冠水の面積でございます。本市では、ハザードマップにより、洪水時の浸水想定区域を、国の基準により5段階に区分けして周知しております。今回、幸久地区におきましては、その中のレベル4と5に当たる区域が、広範囲にわたり浸水しました。面積は約140ヘクタールでございます。その他、久慈川、山田川、浅川等の沿線地域におきましても、今回の大雨により内水がはけ切れず、冠水状態になった地区が多くございました。市といたしましても、近年の記録的な大雨により、以前にもまして危険状態にあることは十分認識をしているところでございます。その中で、農業被害でございますが、茨城北農業共済事務組合によりますと、冠水による農業被害届けは旧太田地区で、ほぼ幸久地区ということでしたが、約8ヘクタールございました。現地調査の結果、このうち4ヘクタールについての農業の損失補償を行っているとのことでございます。

最後に、機場ポンプ設置費用でございます。設置に当たりましては、国の湛水防除事業を活用することとなります。その採択基準でございますが、受益者が30ヘクタール以上で、総事業費1,000万円以上となっております。仮に、受益者面積約30ヘクタールとして計画した場合の排出ポンプ設置費用でございますが、単純比較はできませんが、同じような事例の事業を参考に申し上げますと、口径700ミリ、2台のポンプを必要とし、総事業費で約5億円で、このうちポンプ設置費用は約2億円となります。

以上です。

議長（茅根猛君） 消防長。

〔消防長 福地壽之君登壇〕

消防長（福地壽之君） 冠水時の水防活動と、乳幼児の夜間診療の現状についての2点についてお答えいたします。

初めに、台風15号による里川・渋江川合流地点における冠水時の水防活動についてお答えいたします。大雨などで河川水位が上昇し、災害のおそれがあると認められたときには、消防本部、消防団が、国土交通省や気象庁からの警報を受け、河川の重要水防箇所などの巡視に当たり、水門の操作を行うとともに、異常個所の早期発見に努め、迅速な対応により被害の軽減に努めているところでございます。

9月に発生した台風15号の際には、峰山中学校西側で、冠水による住宅への被害を防ぐために、消防署、消防団による土のう積みの水防活動を実施しております。今後も大雨による被害を防ぐために、迅速で効果的な対応に努めてまいります。

次に、乳幼児の夜間診療の現状の中で、救急の現状についてお答えいたします。平成21年5月に消防法の救急に関する部分が改正され、茨城県では、傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準を策定し、今年4月1日から運用しているところでございます。この中で、小児につきましては、県北、県央地区で日製日立総合病院、水戸済生会総合病院、水戸医療センター、日製ひたちなか総合病院と県立こども病院が、中等症以上の患者に関して、原則無条件で受け入れる機関として指定されて運用しているところでございます。

平成22年の乳幼児の救急搬送件数は67件で、このうち夜間の件数は28件となっております。搬送先病院につきましては、市外を含めかかりつけの病院を優先して選択するようしておりますが、夜間や休日の場合には受け入れ困難な場合が多く、最終的には小児中核病院である県立こども病院へ搬送するケースが最も多く18件となっております。続いて、日立総合病院の5件となっております。今後は、県、医師会、指定病院と協力し、実施基準による搬送が短時間で効果的にできるよう運用の改善に努め、夜間の乳幼児の救急に対応してまいります。

議長（茅根猛君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 佐藤啓君登壇〕

政策企画部長（佐藤啓君） 国の第3次補正の活用及び復興特区の活用についてお答えいたします。

今般、国におきまして、平成23年度第3次補正予算の関連法として、東日本大震災復興特別区域法が成立をいたしました。その目的は、特定被災区域に指定されました11道県222市町村ももちろん本市も含まれておりますの震災復興の円滑かつ迅速な推進を図ることにごさいますして、規制・手続等の特例措置や、税、財政、金融上の支援措置等を定めることにより、地方公共団体の復興の取り組みをワンストップで支援するものとされております。

この法律の内容としましては、大きく3本の柱がございます。1つ目は、民間事業者等が行う事業等も含め、個別の規制、手続の特例や税制上の特例を受けるため、いわゆる特区の認定

を受けるための復興推進計画に基づく特別措置。2つ目としましては、震災、津波等により土地利用の状況が相当程度変化した地域や、多数の住民が避難、移住をせざるを得なくなった地域などの土地利用再編成などによる復興整備事業を迅速に行うための、特例許可等を受けるための復興整備計画に基づく特別措置。それから3つ目としましては、著しい被害を受けた地域の単なる災害復旧ではなく、将来にわたり安心して生活できる復興地域づくりを進めていくために必要な、事業計画に関する復興交付金事業計画に基づく交付金で、この3ついずれも各地方公共団体が計画を作成し、国が認定するというものとなっております。

これらの中で、ご質問がありました復興交付金が活用できる対象事業としましては、現在のところ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省40事業の基幹事業と、基幹事業に関連してその効果を増大させる効果促進事業ということで、本市といたしましては、例えば、小中学校の校舎や体育館の耐震化、幼保一体施設の整備、道路、橋梁の耐震補強や改良整備、それから、公共下水道や特環下水道の耐震化などへの活用を現在検討しているところでありますが、復興交付金事業を活用できる対象エリアが、被災自治体全域となるのか、あるいはその中で、面的に大きな被害を受けたエリアのみとなるのかなど、まだ未確定なところがある状況となっております。

次に、復興特区の活用についてであります。特区として活用できるものとしては、例えばこちらも建築基準法における用途制限に係る特例や、公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例、小水力発電に関する河川法等の手續の簡素化、国税における特例措置や法人税の特別控除など16項目にわたってございまして、この活用のためには民間事業者からの提案等も受けながら地方自治体において地域協議会を組織し、復興推進計画を作成することになっております。

復興特区、先ほどご答弁いたしました復興交付金は、現時点では法律が成立した直後ということもございまして、詳細な運用ルールが示されていないという状況でございます。ですので、今後国の動向を注視しながら、本市の復興によりよい形で活用できるように、柔軟かつ迅速に対応してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、復興基金についてでありますけれども、復興基金は被災9県が復興を目的とした基金を設置する場合に、国の第2次補正予算により、特別交付税により措置されるというものもございまして、基金の使途運用は各県の独自の判断にゆだねられるものとなっております。茨城県におきましては、国から140億円の措置予定額が示されてございまして、県では12月2日に開会いたしました県議会の定例会に、この基金を含む補正予算の提案をしたところでございます。

県としては、この基金額140億円のうち70億円を全市町村に配分する意向を示しておりますが、配分される金額や事業の詳細などについては、こちらで現段階では考え方が示されておらず、年明けになると伺っているところでございます。この復興基金についても、先ほどの復興特区や復興交付金と同様に、県の動向を注視しながら本市の復興に有効に活用できるように柔軟かつ迅速な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 乳幼児の夜間診療と小児科医療施設についての中の、小児科医療施設の誘致についてのご質問にお答えをいたします。

まず、当市の小児科診療の現状でございますが、本市の医師会に加入する20医療機関の中で、13医療機関が小児科の診療を行っております。この13医療機関の所在でございますが、常陸太田地区に7医療機関、金砂郷、水府、里美の各地区にそれぞれ2医療機関がございますので、日中の診療につきましては、身近な地域で受診ができる体制となっております。また、時間外の診療につきましても、それぞれの医療機関が地域のかかりつけ医として、医師が在院するときは診療に応ずるなどの対応をとっている現状でございます。また、休日などでかかりつけ医が不在なときには、市内12医療機関の輪番によります休日当番医事業により、診療体制の確保を図っております。

本市では、県北、西部地域中核病院として常陸大宮済生会病院を誘致し、当該病院の運営費の負担をしておりますが、この運営費を負担する本市を初め3市2町と、常陸大宮済生会病院で構成いたします地域医療推進協議会の中で、単独の自治体では解決が困難な、地域の課題である小児科医療のさらなる充実も協議しております。今年も先月の16日に開催されました同協議会におきまして、常陸大宮済生会病院における、常勤医師の確保を含めた体制拡充について要望をしたところでございます。しかし、全国的に小児科医が不足する現状の中で、なかなか拡充にまでは至らない現況の報告を同病院側から受けております。

今後につきましても、引き続き県北、西部地域の中核病院として、小児科医療体制の拡充について協議、要望をしまいたいと思います。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 運動会予行練習及び運動会での熱中症対策と実施時期についてのご質問にお答えいたします。

初めに、今年度市内小中学校の運動会の実施状況でございますが、5月に小学校2校、6月に小学校2校、そして9月10日に中学校8校、9月17日に小学校12校、9月24日に小学校1校で開催されております。例年中学校につきましては、新人体育大会や文化祭などの学校行事の関係もございまして、9月の早い時期に実施することが慣例となっております。しかし、ここ数年来続く猛暑により、梅雨明けから9月いっぱいにかけて行われず学校行事の際の熱中症が心配されますので、適切に対応するよう各学校に指導してきたところでございます。

今年度も9月実施の運動会において、厳しい残暑により気分不良を訴える児童生徒が出ております。特に重症であったとの報告はございませんでしたが、重く受けとめておりますので、その予防対策については十分な配慮が必要であると考えております。教育委員会としましても、文部科学省や日本スポーツ振興センターからの通知を踏まえ、小まめな水分補給や、30分に

1 回程度休憩をとるよう配慮することを指導しており、特に健康観察や健康管理などにも十分な注意をお願いしているところがございます。また、各学校では、運動会時に待機や見学をしている児童生徒にもテントを設置して暑さ対策を行うとともに、心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣づけて無理をさせないようにしておりますので、教育委員会としましても、引き続き十分注意喚起を指導してまいります。

また、運動会の実施時期につきましては、前年度の反省に基づき、暑さ対策等も踏まえながら、まず学校内で検討をし、PTA役員の方々とも協議をしまして、保護者の理解を得ながら決定するよう、各学校に指導してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 2 番赤堀平二郎君。

〔 2 番 赤堀平二郎君登壇 〕

2 番（赤堀平二郎君） ご答弁いただきまして、まことにありがとうございました。里川・渋江川近辺の冠水の問題について、2 回目、質問させていただきます。

台風 15 号による、近辺の峰山グラウンドの水没問題を含めた冠水問題でございますけれども、私自身、民主党第 4 総支部を通じましてアポイントをとっていただきまして、水戸市千波にある国土交通省常陸工事事務所に出向き、竹内副所長さんと、この件についてお話をさせていただきました。渋江川に関しましては、一元的に県の管理河川であり、河川改修なのか、ポンプ等による強制排水なのか、まずもって県に方針を決めていただく必要があるというお話がございました。しかしながら、この内水による滞留水の問題は、堤防のかさ上げ等による河川改修というよりも、何らかの形で強制排水をすることが有効ではないかと私自身考えております。何としまして国、県に働きかけまして、この地点に機場ポンプの設置を実現させていただきたいと思っております。

私の調べましたところ、これもまた民主党第 4 総支部を通してのお話でございますけれども、国土交通省関東整備局のお話といたしまして、機場ポンプの設置には、先ほど建設課のほうからのご答弁もありましたけれども、大概の滞留水を除く、導く用水路の設置に約 2 億円、機場ポンプの設置に 2 億円ということであり、総費用はおおよそ 4 億円から 5 億円ということでございます。私自身、所属いたします民主党第 4 総支部等を通じまして、党県連、党本部に陳情し、機場ポンプ設置実現のために努力してまいりますので、ひとつその辺のことは、市のほうも頑張ってくださいと思うわけでございます。

3 次補正、復興特区の件でございますけれども、まだ具体的に話が進んでいないということは、私自身も聞き及んでおります。県に 140 億円のお金が基金として来て、70 億円ということでございますけれども、これも恐らく、徐々に何らかの形が出てまいりと思っておりますので、引き続き必要な事業のために、そして復興・復旧、この地域の再生、活性化のために、積極的にこの法案システムをお使いになっていただきたいと思っております。

それと、乳幼児の夜間の診療と小児医療のことでございますけれども、これも引き続き、お母さん方のいろいろ心配するところがございますので、これは非常に重要な問題でございます。引き続き、皆様、執行部に対し、大変とは思いますが、さらなるご努力をお願いいたし

たいと思います。

学校行事につきましては、さまざまな要件、この前新聞等で読みますと、30年代には再び平均気温が、日本では2度くらい上がるという話も聞いております。ぜひとも、運動会というのは肉体の限界に挑むための集いではございません。ぜひともお子さん方、児童生徒の皆さんの健康管理に万全を期していただきたいと思います。

以上、2回目の質問、要望を踏まえまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 機場ポンプの2回目のご質問にお答えします。

この件に関しては、国、県、当然事務レベルでも進めておりまして、市としても、強く要望ということをお願いをしているところでございます。また、久慈川沿線自治体で構成しております久慈川改修期成同盟会、市長が会長をやっておりますが、そこから強く関東国土整備局のほうに陳情しておりますので、何とか早く実現するように、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

議長（茅根猛君） 次、1番藤田謙二君の発言を許します。

〔1番 藤田謙二君登壇〕

1番（藤田謙二君） こんにちは。1番、藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

未曾有の大震災から9カ月が経過いたしました。思い起こせば3月11日当日は、3月定例会会期中で、私も文教民生委員会を終え、市役所4階の議会事務局にいたときの出来事でありました。最初は、戸棚が転倒しないようにと押さえていましたが、次第に強まる大きな揺れにテーブルにしがみつき、立っているのがやっとの状態、周囲のロッカーや本棚がバタバタと倒れる中、揺れがおさまると同時に、職員とともに外へ避難したといった状況でありました。議場も大きな被害を受け、震災以降使用できない状態が続いていましたが、やっと今回の12月定例会から、この議場にて議会が再開できるようになったこと、大変うれしく感じると同時に、議場独特の緊張した雰囲気、背筋がピンと伸びるような思いであります。

また、復旧に向けた取り組みについても、市独自の支援策を推進するなど、さまざまな対応により比較的順調に進んでいるように思われ、とても心強く感じていると同時に、このたび策定されました常陸太田市震災復旧・復興計画に基づいた、さらなる復興再生に期待をしているところであります。そのような中、先月は市内各地で秋のイベントが開催され、第3週目の常陸太田秋まつりこそ、天候の影響により来場者数が昨年を下回ったものの、第1週目の里美秋の味覚祭、第2週目の常陸秋そばフェスティバルと昨年を上回る多くの方々に来場いただき、さらには、1カ月にわたって行われていた竜神峡紅葉まつりや、里美かかし祭りなどもにぎわいを見せ、震災以降減少していた観光客も徐々に取り戻しつつあるようで、一安心といった心境であります。中には、復興支援の一環として訪れてくれた方もいるでしょうし、テレビなど

メディアの効果で、出かけてきてくれた方もいることでしょう。いずれにしても、支援して下さる方々や来街された皆さんを、リピーターとしてまた次につなげられるかが、とても重要となってきます。そこで今回は、常陸太田の魅力を発信し、ファンを増やしていくためにはといった観点から、地域資源のブランド化について1項目、交流人口拡大について2項目、地域情報の受発信について2項目の質問をさせていただきます。

まず1つ目、地域資源のブランド化についてでございます。全国各地で特色ある地域づくりの一環として、地域の特産品等をほかの地域のものとの差別化を図るため、地域ブランドづくりの取り組みが行われ、2006年にスタートした地域団体商標制度によるお墨つきのブランドが日本各地で増えてきています。現在のところ、その数も478件に上り、茨城県内では、全国的に見るとちょっと少ない件数ではありますが、本場結城紬と笠間焼の2件が登録されています。本市においても、特産品としての地場産物や、都市住民に新鮮な感動を与える自然や風景、さらには歴史や文化など、有形無形の活用可能な資源が多く存在しています。それらの地域資源をうまく組み合わせるなど、生かしていくことにより、地域ブランドが創出され、常陸太田の魅力を内外に広げていくこととつながっていくものと感じています。

これまでも、常陸秋そばや巨峰、米といった、地場産物を利用したブランド化の動きがあったことと思いますが、現状、それらはどのように進んでいるのか。農産物や自然、景観、観光資源等、地域に存在する資源のリストアップなどは行われているのかなど、ブランド化の現況についてお伺いいたします。また、特産品開発も含めた今後の取り組みや、ブランド化に向けた計画についてお伺いいたします。

2つ目は、交流人口拡大についてでございます。都市住民による農業、農村に対する関心が高まりつつある昨今、本市においても、体験、滞在型観光の推進というものが、交流人口の拡大へのかぎとも言えると思います。そのような中、第5次総合計画前期基本計画の中でも、常陸太田ツーリズムの創出が重点戦略として掲げられております。そこで、グリーンツーリズム体験事業として、農林業、食品加工、工芸など、多くの地域資源の活用による観光振興が図られていると思いますが、現在の体験、滞在型観光の推進について、ソフト受け入れ体制を含む主な取り組みと、それに伴う観光客数の推移についてお伺いいたします。また、滞在型の場合、宿泊施設が課題となってきますが、受け入れ宿泊施設数及びその宿泊許容人数についての現状をお伺いいたします。さらには、利活用が期待されている旧金砂小学校の今後の計画等について、お伺いいたします。

次に、今年度新規事業として行っている、地域おこし協力隊についてであります。この事業は、都市住民など地域外の人材を、地域社会の新たな担い手として受け入れ、人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持強化を図るものとされています。報償費及びその他の経費については、総務省の特別交付税措置として財源が手当てされることとなっているということで、現在、3名の若者が市の委嘱を受けて里美地区で生活し、各種の地域活動を行っています。そこで、まだ1年にも満たない中、これまでの活動の評価といっても難しいことと思いますが、来年度の予

算や計画にもかかわることありますので、協力隊の活動状況及び成果についてお伺いいたします。また、全国には10名を超えるような規模で、協力隊員を積極的に受け入れるなどして、地域振興につなげている地域もあるようですが、本市における今後の展開について考えをお伺いいたします。

3つ目は、地域情報の受発信体制についてでございます。ツイッターやフェイスブックといったソーシャルメディアの利用が拡大している中、自治体においても、防災訓練や災害時の情報配信などに、ホームページとあわせてツイッターなどを導入し、利活用している地域が増えてきています。また、パソコンや携帯電話を利用して、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることのできる、地域向けの交流情報提供サービスである地域SNS、ソーシャルネットワーキングサービスを立ち上げるなど、地域に住む、働く、関心のある人々のためのコミュニケーションや、情報共有を行うための便利な機能を提供するとともに、災害発生時には画面が切りかわり、災害情報や避難情報などを発信するというような、新たな地域情報の受発信体制の動きが出てきています。

茨城県内では、ひたちなか市が、地域SNSひなたねつとを立ち上げ、桜川市も地域SNSコミュニティを運営するなど、日記や掲示板、メール配信などの機能を使って、インターネット上でコミュニケーションや情報共有を安心して行うことのできる、とても便利なサイトを提供しています。そのようなソーシャルメディアの情報伝達力の大きさや双方向性、リアルタイムな即応性などの特性を持ったSNSの利活用について、本市においても、ぜひ導入に向けて検討していただきたいと提案いたしますが、執行部の考えをお伺いいたします。

また、市のホームページについてですが、こちらは震災前の3月定例会でも質問させていただき、そのときの答弁では、トップページの項目が多くてわかりづらいとか、画像が不足していて魅力に欠けるといった意見もあるため、22年度に市が整備した光ファイバー網により、通信容量の大きな画像を、快適な環境で閲覧可能となることから、これを機にトップページを含め、わかりやすい、利用しやすい構成にしたり、地域の話や催しなどを画像で迅速に発信するなどして、魅力ある内容を検討し、随時改正していきたいと話されていましたが、前回のリニューアルが平成21年8月ということでもありますし、ぜひ来年度は、その具現化に向けた全面的なリニューアルへの予算化を提案いたしますが、執行部の考えをお伺いいたします。

以上9件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 地域資源のブランド化と交流人口の拡大についてのご質問にお答えいたします。

地域資源のブランド化についての1点目の、農産物や自然、景観、観光資源等のブランド化の現況であります。まず農産物につきましては、ソバ、米、ブドウを中心として、ナシ、カキなどについてもブランド化に向け、関係機関が一体となり、生産から販売にかかわる支援を

実施しております。1つの例で申し上げますと、水府地区で栽培する渋柿を、生産部会と県の普及センターが一体となり、木になったまま渋を抜く手法に取り組むとともに、市の補助金を活用し、商標登録の取得及び県が行っている東京マルシェでのPR販売を実施しております。また、来年度の本格的な生産、販売に向け、先日、県庁においてPR活動を行ってまいりました。

次に、自然、景観、観光資源等については、日本最古の地層が発見された長谷町のカンブリア層や、にほんの里100選にも選定されている持方地区の自然なども、大切な資源であると考えております。このような資源を要素別に分けますと、見る、学ぶでは52、食べる、買うでは62、いやす、遊ぶでは32、作る、体験するでは43と、重複するものもありますが、市内には190余りの資源がリストアップされております。この地域資源を新たな観光資源として磨き上げ、地域の個性を生かした常陸太田ブランドとして、魅力を創出してまいりたいと考えております。

2点目の特産品開発も含めた今後の取り組みや、ブランド化に向けた計画といたしましては、平成23年度に、新商品開発事業として、生産者自らが加工品開発に取り組むための支援制度を創設いたしました。現在、生産者がこの制度を活用し、特産品開発に取り組んでいるところであります。また、生産者と加工業者の連携により、水戸市内の菓子メーカーで、本市で生産されたシソの葉を利用した製品づくりを行っており、市内の製造業者においても、地場産材を使った米粉うどん、小麦の地粉ラーメンも開発、販売を行っております。また、市内の団体等においても米、カボチャ、ユズ、巨峰を原料とした、新たな特産品への取り組みも始まっているところであります。

地域ブランドの創出につきましては、地域資源を効果的に活用し、新商品づくりを支援するとともに、常陸太田市ならではの農産物をあわせた特産品として認証する制度を創設し、地域ブランド化を進め、地場産物の高付加価値化を図り、生産者の所得向上を推進してまいります。

次に、交流人口拡大の中の体験、滞在型観光の推進についてお答えいたします。現在実施する事業としましては、田植えから収穫までの農業体験や、ナシ、ブドウ農家への短期滞在型農業支援、ワーキングホリデー、そばオーナー制、中野区との里・まち連携事業における交流体験事業、また、そば打ち体験と自然薯掘りツアーや、里美山村交流事業など、さまざまな滞在型の体験交流事業を実施しております。受け入れ体制につきましては、体験、宿泊のできる里美ふれあい館、ワーキングホリデーにつきましては、西山研修所、里美山村交流事業については、里美地区の42軒の農家に協力をしていただき、民泊による事業を実施しております。

事業に伴う観光客数につきましては、平成21年度480人、22年度765人と事業のほう、その観光客数についても年々増加しております。なお、今年度につきましては、福島原発事故による風評被害の影響もあることから、実施事業、観光客数ともに昨年度より減少しております。また、受け入れ可能宿泊施設につきましては、旅館、ゴルフ場なども含め69施設、宿泊許容人数につきましては、約700人となっております。今後は、多くの観光客が本市を訪れてくれるような魅力あるメニューづくりと基盤整備を、市民の皆様からのご意見を聞きな

がら関係機関等と連携し、交流人口の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 政策企画部長。

〔政策企画部長 佐藤啓君登壇〕

政策企画部長（佐藤啓君） 交流人口の拡大についての中の、旧金砂小学校の今後の計画等についてお答えいたします。

本計画は、旧金砂小学校を活用しまして、宿泊機能を有する体験交流施設並びに地域コミュニティの中核施設として、改修、整備を行う校として、本年度当初予算に計上しているものがございますけれども、3月11日に発生しました、東日本大震災並びに福島第一原発事故による放射性物質の飛散と、風評被害による復旧・復興に優先的に取り組むため、本事業については先送りをしてきたところでございます。しかしながら、震災から9カ月が経過した現在、市民生活も徐々に落ち着きを取り戻しつつある中、復興を少しでも早く進めていくためには、市民の元気や活力を生み出していくことが必要であり、その1つとして本計画を再開し、金砂地区の活性化、にぎわいづくりを進めていくことが、本市全体の復興の加速化につながっていくものであるというふうに考えております。

また、震災をきっかけに、地域コミュニティが救援や避難など、地域防災におけるさまざまな活動において、重要な役割を果たすことも再認識をされており、旧金砂小学校を改修整備することにより生み出される地域活動を通しまして、地域コミュニティや地域のきずなにもつながっていくものであるという考えなどから、今般、事業の再開に踏み切ったところでございます。また、事業の再開に当たりましては、震災と原発事故による風評被害により、本市や県北地域への観光交流客や宿泊客が減少傾向にあるということなどを踏まえまして、宿泊者数の見込み、各種体験メニュー、受け皿等、地域の現状等について、再度検討を行いまして、当面は宿泊可能人数を必要最低限の確保で整備するという、また、規模を縮小し、整備するということの検討をあわせて、さらに整備財源の縮減を図りまして、その分は復旧・復興に充てていくという考えでおります。

今後の予定でありますけれども、ハード面につきましては、年明け1月に工事入札を行いまして、2月から7月末までを工事期間約6カ月として見込んでおります。それから、準備期間を経まして、オープンは秋口ごろになるのではないかと現在は考えております。また、ソフト面につきましては、現在、管理運営形態、宿泊料金、各種体験メニュー等の検討を進めているところでございまして、今後とも、受け皿となる地域の人材や団体等との連携調整を図るとともに、積極的なPR活動を進め、本施設と地域のにぎわいづくりを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、交流人口拡大についての、地域おこし協力隊の質問にお答えいたします。地域おこし協力隊は、平成21年に総務省の事業として示されたものでございまして、都市部で暮らす方々を対象に、1から3年の期間で地域に移り住んでいただき、外部からの視点を活用して、地域資源や課題の再認識、地域の活性化を図ることを目的とした事業となっております。

この地域おこし協力隊にかかる費用につきましては、報酬等も含め、1人につき350万円が特別交付税で措置されるということになっております。当市では本事業を活用し、交流人口の拡大、地域コミュニティ活動の支援、市内外への情報発信の強化、地場産品を活用した商品開発や特産品の販路拡大などを図っていくという考えのもと、女性3名に、本年4月から本県第1号の地域おこし協力隊として、里美地区に住所、拠点を置いて、活動を行っていただいているという状況でございます。

着任当時は、東日本大震災が発生した直後ということもありまして、震災復興を掲げた地域イベント等への参加、支援などが活動の中心になっておりましたが、8カ月余りが経過した今日では、旅行会社や地域のまちづくり団体と連携して、常陸太田市への着地型ツアーやイベントの企画実施を行ったり、都内の任意団体と連携して、大学の学園祭やイベント等に参加して、常陸太田市の観光PRやイベント情報の発信を行ったり、また、里山生活を学ぶフィールドワークを行う合宿を誘致するなど、交流人口拡大につながるような取り組みを積極的に進めているところでございます。さらに、地域のお母さんとの共同による、地場産品を活用した手料理のレシピづくりや、新商品開発、農地を借地しての野菜等の自家栽培、独自のブログやフェイスブックを活用して活動の情報発信を実施するなど、着実に活動の幅を広げ、一定の成果を上げているところでございます。

また、こうした活動につきましては、3人が活動の拠点としている里美地区の住民の方々からも、若い人たちがいるだけで元気になる、若い人たちが地域で活動してくれていることにより、みんなが積極的にイベントに参加するようになった、協力隊の活動によりつながりのできた団体や個人の集まり、協力隊を中心に地域おこしの新たな基盤づくりが始まっているなど、前向きな評価をいただいているところでございます。なお、地域おこし協力隊の活動内容につきましては、「広報ひたちおおた」にコーナーを設けて、定期的にお知らせをしているところですけれども、より多くの市民の皆様タイムリーに情報提供が図られるよう、情報発信力の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、今後の展開についてですが、これまでの実績及び評価を踏まえまして、里美地区における成果を他の地域に広げていく必要があるのではないか、また、そのためにどの程度の増員を考える必要があるかなどの視点から、検証、議論を行いまして、次年度につきましては、現在の3名に加えて、新たに4名を追加することとし、既に募集を行っているところでございます。今後も、地域おこし協力隊、その他のさまざまな制度を活用しまして、交流人口の拡大、地域活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、地域情報の受発信体制についての中での、SNSについてのご質問にお答えいたします。ツイッターやフェイスブック等に代表されるSNS、ソーシャルネットワーキングサービスにつきましては、近年急速に普及を続けておりまして、平成23年10月現在におきましては、ツイッターは1,455万人、フェイスブックは1,132万人が利用しているとの調査もでございます。現在では、ソーシャルメディアを初めとするICTの力によって、情報の発信

や共有が容易になったほか、人と人がつながり、きずなを再生したり、知識情報、思考、感情等を共有したり、現実社会の不安を解消するなどの効果も生まれてきているところがございます。例えば、SNSを通じて、疎遠になっていた学生時代の旧友に、再びオンライン上で出会うという体験は、今や珍しいものではなくなっております。また、SNSを通じた情報交換により、さまざまな地域のキーマンがつながり、まちおこしのイベントの実施に至るなどの好例も見られているところがございます。

SNSは、人々の共感を得た情報がリアルタイムに全世界に発信されるという、極めて伝播力の強いメディアであると認識しておりまして、このようにSNSは、情報発信共有のための有効なツールであると認識をしております。行政のかかわりとしましては、SNSというコミュニティを活用して、まずは、市政情報、観光情報や災害情報等の発信を行っていくことが必要であると考えておりまして、既に、実施に向けた検討を進めているところがございます。一方で、SNSにおいては、情報の発信者と受信者間の双方向のやりとりが可能であり、またこれらのやりとりを通じて、相互の信頼関係が醸成され、より一層の情報共有が促進されるという特徴がありますことから、行政としましても、住民への日常的な情報提供と信頼関係の構築という観点からも、可能な範囲で対応していくべきと考えておりまして、こちらについてもあわせて早急に検討をまいりたいと考えております。

なお、災害情報につきましては、現在防災無線やホームページによって配信をしているところがございますが、情報を入手できる場所や、受信環境が限定されてしまうという課題もございます。このため、市からの災害情報を市民に迅速かつ正確にお伝えするために、新たに携帯電話を活用した2つの情報受配信環境を、来年1月末を目途に整備いたします。

1点目は、市独自の配信サービスとして、メール一斉配信サービスを行います。このサービスの特徴は、市内外を問わず、勤務先や旅行先においても、市からの情報を携帯電話のメールで受信することができるもので、通信事業者を問わずに、携帯電話やパソコンで利用することができるものです。配信する情報としましては、当面災害情報を想定しておりますが、今後、観光イベント情報、不審者情報、消防団や学校等の連絡網など、ニーズに応じた利用方法の検討をまいりたいと考えております。

2点目は、NTTドコモの通信環境を活用して行う、エリアメールサービスでございまして、地震や台風などにおける避難指示や避難勧告など、特に緊急性の高い災害情報のみをメール配信するサービスでございまして、市内限定の受発信となります。今後はこれらの情報受発信の媒体を有効に活用しまして、市民の皆様方を初め、広く多くの方々に、市政情報や災害情報等を発信できるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ホームページに関する質問についてお答えいたします。現在のホームページにつきましては、2年前にリニューアルを行い、必要に応じて改善を図ってきているところがございますが、市内外への効果的な情報発信という観点からは、質的にいまだ不十分であるものと認識しております。震災後の、交流人口の落ち込みへの対応という観点からも、市内外への情報発信機能の充実は喫緊の課題であることから、これを機に、動画等を取り入れた観光イベ

ント情報や四季折々の風景，特産物等の紹介，緊急性のある災害情報及び各種行政サービスを，わかりやすく，利用しやすい内容に構成するなど，市内外の方々に魅力あるホームページにリニューアルをしてみたいと考えております。

また，ご高齢の方や障害をお持ちの方に配慮いたしました，音声読み上げ機能や文字の拡大，色の変更等の機能を加えるとともに，外国人の方々のために，英語，中国語，韓国語などの表記も実施をしまして，ホームページの内容と機能をより一層充実してみたいと考えているところでございます。加えまして，ホームページの作成過程におきましては，市とホームページ作成業者が十分に協議，検討を重ね，市民の皆様や学識経験者の意見を積極的に取り入れることによって，見やすく，使い勝手のよいものとしてまいりたいと考えております。これらを早期に実施させていただきますために，来年度当初予算に所要の予算額を計上させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 1番藤田謙二君。

〔1番 藤田謙二君登壇〕

1番（藤田謙二君） ただいまは答弁をいただきありがとうございます。

2回目の質問については，それぞれの項目ごとに要望，一部再質問をさせていただきます。まず，地域資源のブランド化についてですが，地域ブランドを創出することは，そこに暮らす市民が，自分のまちに対する誇りや愛着ということにも大きな影響をもたらすものであると感じています。千葉県市川市では，市川のナシを地域団体商標に出願。地域ブランドを取得したことにより，直売での地元消費量はもとより，全国発送量でも目覚ましい伸びを示すなど経済効果があらわれ，さらに，市川のナシを背負って立つ若い後継者の人たちが，自発的に市川のナシのブランド推進計画の検討をするなど，地域ブランドに対する意識が高まっているということでもあります。

また，Jリーグジュビロ磐田の本拠地である静岡県磐田市では，地元の産品を磐田ブランドとして認定するとともに，売り上げの3%をポイントとして蓄積し，購入者が応援したい地域の事業を選び，たまったポイントを資金として寄付できる仕組みを作るなど，地域ブランドで地域を活性化するとともに，その売り上げの一部が地域の別な事業にもつながるといった，市独自に工夫の凝らした展開をしている事例もございます。

一方で，ブランド総合研究所による地域ブランド調査2011によりますと，茨城県は3年連続で，全国都道府県魅力度ランキングにおいて最下位となっており，全国1000市区町村ランキングで，常陸太田市は547位，昨年は700位でありましたが，若干順位は上がっておりますが，茨城県内では10位となっています。この調査は，認知度や魅力度，観光意欲や居住意欲，訪問経験や地域資源評価，さらに，産品購入意欲やまちのイメージなど全67項目から成る調査を，全国約3万人の消費者から回答を得たもので，今年で6回目の実施となるものです。この結果が，必ずしも信憑性が高いとはいえないものの，常陸太田市の魅力を地域ブランドとして共通理解のもと，内外に広めていくことは，地域の魅力度アップにつながるも

のとともに、交流人口や定住人口促進へもつながる、重要かつ必要な取り組みであると感じています。ぜひその推進に当たっては、一部の携わっている人しかわからないといった状況に陥らないよう、地域の中でコンセンサスを図る上でも、地域ブランド宣言なる発信を市民に行うなど、市の木や花、鳥などのシンボルと同様に、市民が地域ブランドというものを認知の上、自慢げに語れるような、そんな取り組みに期待をいたします。

交流人口拡大については、これまで以上に体験、滞在型観光の推進を進めながら、移住、定住へとつながるよう、さらなる促進を期待しています。そのためには、ハード整備はもちろんですが、インストラクター育成などソフト面での受け入れ体制での強化を初め、ブランド化同様、効果的なPRに努めていただきたいと思います。特に、旧金砂小学校の利活用については、今後統合により使用されなくなる学校が増えていく中、地域コミュニティの大切な拠点として、また、地域に合った活用の前例となるような取り組みに期待をしています。

そして、地域おこし協力隊については、答弁いただいたような状況活動を、もっと市民に対して情報として伝えていってほしいと感じています。先ほど、市報にはコーナーを設けてあるというようなお話がございましたが、活動はもとより、存在すらまだまだ知らない市民も少なくありません。秋田県由利本荘市では、本市を上回る5名の地域おこし協力隊員、さらには2名の集落支援員を配置し、5月から活動を開始。その地域での活躍の様子を、活動記として毎週月曜日に、1週間ごとの活動を市のホームページ上に掲載し、認知度アップに心がけています。その発行も、5月末からのスタートということで、既に27号を数えることとなっています。ぜひ協力隊と市民が、これまで以上に互いに支援し合えるような体制を作って、当初の目的を達成できるように、またそういった環境のもとで、来春新たな2期生を迎えられるようにしていただきたいと望んでいます。そこで、早急な対応として、協力隊員が日々更新している活動報告を主としたブログを、市のホームページにリンクを張るなどが考えられると思いますので、ぜひ検討の上、対応をお願いしたいと望みます。

地域情報の受発信体制についてのホームページについては、今やインターネットの利用者が人口の約80%にも拡大し、日本人の5人に4人はインターネットを利用する時代となっています。そのような環境のもと、市のホームページの役割は大きく、市民の暮らしという視点では、広報誌以上の情報量やタイムリーな情報提供、また一方で、交流人口拡大という視点で見ると、ある意味、市のイメージを印象づける顔でもあるわけで、大事なまちの第一印象をホームページが与えるといっても過言でないと感じています。そのような観点からも、ぜひリニューアルの具現化に期待をしています。そして、作成に際しましては、先ほど答弁にもありましたように、専門業者へ任せっきりにせず、ぜひ市民の意見にも耳を傾け、こちらの要望をしっかりと伝えた上で、費用以上に効果の感じられる、魅力的でわかりやすいホームページになることを望んでいます。

最後に、SNSについては、ツイッターやフェイスブックなど、需要が増加しているソーシャルメディア自体をわからないことには前に進みませんので、まず庁内でセミナーを開くなど、職員自らがソーシャルメディアを使ってみることから、スタートしてみたいと思います。

が、この点につきまして再度お考えをお伺いいたしまして、2回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。政策企画部長。

〔政策企画部長 佐藤啓君登壇〕

政策企画部長（佐藤啓君） 2回目の質問にお答えをいたします。議員のご指摘の点につきましては、そのとおりであると考えております。SNSについては、実際に使ってみなければ、その意味合いや利便性を実感していただくことは難しいと考えております。そのような考えのもと、まずは隗より始めよということで、市職員向けのSNS講座の実施を、現在検討しているところでございます。また、実施に当たりましては、SNSに関して知見のある、大学との連携も視野に入れながら、実施をしてみたいと考えております。こちらも早急に検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 1番藤田謙二君。

〔1番 藤田謙二君登壇〕

1番（藤田謙二君） SNSについては、一般的には、年齢が高くなるほど利用率が下がり、一方で利用率の高い若年層は、地域とのつながりが薄いという傾向が指摘されています。また、震災以降、茨城県北地域の被災地でもソーシャルメディアの利用頻度が増加したという調査結果や、災害時の情報収集の有効性などから、今後50歳代以上の世代の方への普及が、災害情報の共有化のための課題とも言われる中、そういった問題を克服するためにも、庁内の部課長さん方もぜひ実践をしていただきまして、体感した上で、先進自治体の事例などを検証しながら、この地域に合ったSNSの導入、立ち上げへと発展して行ってほしいと願っています。そういったネットでの世代間の交流などが、ひいては20歳代の地域活動への参加促進へもつながるものと考えています。

最後に、今回の3項目の質問は、それぞれに関連するところが多い内容であり、すべては地域の魅力度アップにつながっていくものであります。地域ブランドも、農産物などが中心となりがちですが、例えば、赤土や持方集落といった自然や、鯨ヶ丘の町並みなどの景観も、地域ブランドとして発信できる魅力を十分に備えていると感じていますし、必ずしも商標登録すればブランドとして認められるのかということ、そうとも言えないと思います。ブランド認定されていてもいま一つ認知度の低いものもあれば、登録されていなくても十分に人気のあるものもあるからであります。さまざまな視点から、もう一度地域財産である自然や歴史、文化などを含めた地域の宝を見つめ直し、磨きをかけて、常陸太田市の魅力を市内外にアピールしていただけることを望みます。そして、来年は、市町村ランキングでも今年以上に全国ランキングが上がることを望みまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 次、5番鈴木二郎君の発言を許します。

〔5番 鈴木二郎君登壇〕

5番（鈴木二郎君） 5番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問してまいります。

1番、水害に対する治水対策について。当市の南部に位置する久慈川は、古来よりたび重なるはんらんにより大洪水を引き起こし、田畑の農作物の損害を初め、多くの命をも奪い、川沿いの人々を恐怖と絶望のどん底に追いやっておりました。このような現実から、先人の皆さんが悲惨な洪水を何とかしなければと、久慈、那珂の67町村が連携、協力のもと、久慈川改修期成同盟を結成し、国、県の絶大なる支援のもと、久慈川及びその周辺部の改修事業を進めていただきました。この事業によって、大洪水も収束しているところであります。先人及び国、県、市のご尽力とご苦労に改めて敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、地球温暖化等による異常気象により、全国的に大雨の発生頻度が増加しつつあります。さらに、最近の傾向として、従来に見られない、局地的に集中して、しかも継続したゲリラ状の大雨により洪水や土砂災害を引き起こし、とうとい命が亡くなるという現象が顕著にあらわれております。今年の9月の台風がもたらした、岐阜を中心とする紀伊半島の想定以上の集中豪雨による洪水、土砂災害は記憶に新しいところであります。当市におきましても、9月の台風15号においては、久慈川及びその支流が集中豪雨により水位が上昇し、警戒水位となるとともに、山田川、渋江川等の下流合流低地帯においては、道路、田畑が冠水し、民家が孤立するとともに、農作物に被害が出たところであります。

このように、自然現象の変化に伴う、計画上の整備水準を上回る、予測不可能な洪水による被害状況を直視し、洪水による水害の治水対策は極めて重要ではないでしょうか。洪水などの水害対策は、ハード面の対策とソフト面の対応、両面の対応が肝要であり、必要と考えられます。いずれにしましても、水害に対する治水対策は身近な喫緊の課題であり、早急な対応が必要であります。

この治水対策につきまして、2点お伺いいたします。1点目は河川堤防の補強についてであります。局地的集中豪雨による通常水準を上回る規模の出水により、壊滅的な洪水の発生を予防するためには、何といたしても、河川堤防を粘り強い構造のものとし、決壊等の起きないよう強化することが大変重要ではないでしょうか。この堤防の補強について、2点お伺いいたします。

1つ目は、今回の東日本大震災により、堤防の損傷が各河川にて多発しましたが、この改修整備状況について、どこの地点、箇所、どのような内容の損傷を受け、どの程度まで改修が進んでいるのかお伺いいたします。2つ目は、近年多発しております想定外の局地的集中豪雨、大地震に対応するためには、現在の堤防を、強靱で粘り強い堤防に強化することが最も必要かつ重要ではないかと考えますが、この強化対策についてどのように考え、計画されておられるのかお伺いいたします。

2点目としまして、9月の15日の台風の大雨で、出水し、冠水となった久慈川及び支流の山田川、渋江川等の合流低地帯の粟原、上河合、磯部、谷河原釜田、峰地区では、本流の久慈川の水位が上昇し、支流への逆流を防ぐため、樋管ゲートを閉じなければならないことと、内地、上流からの増水により洪水状態となり、道路や田畑の冠水、住宅地への浸水、さらには子どもの登下校ができないといった被害や障害が発生しております。これら河川合流低地帯の冠

水、洪水対策について2点お伺いいたします。

1つ目は、避難通路の整備についてであります。道路の冠水により合流低地帯の一部の住宅が孤立し、避難することができない事態が定期的に出ています。身の安全を確保するためにも、避難のための道路の整備が強く望まれておりますが、この避難道路の確保について、実態調査と整備について、どのように計画あるいは考えておられるか、お伺いをいたします。

2つ目は、冠水、洪水対策の具体的な施策についてであります。その対策は1点目の質問で申し上げた河川堤防の補強は必然ですが、その他さまざまな施策が考えられますが、その具体的な施策についてどのように考え、計画されておられるのか、お伺いいたします。

2番目に、放射線除染対応についてお伺いいたします。3月の東京電力福島第一原発事故から9カ月になりますが、原発においては原子炉の冷温停止対応に、行政としては放射線の測定や安全対策、風評被害対策等原発事故による放射線対応を進めているところであります。しかしながら、時間の経過とともに、放射線物質が雨や風等の自然環境の中で上に拡散され、さまざまな地点で、新たにホットスポットが発見されております。すなわち、セシウム等の放射性物質は、大気中に放出された大半が大気によって運ばれ、雨によって地上に落下したものが、時間の経過とともに、調整池や排水路、山の木や落ち葉、さらには山の斜面、焼却灰、これらに蓄積され、いわゆる局所的に濃度の高いホットスポットが出現し、今までにないさまざまな場所、地点あるいはものから、新たに検出されているところであります。また、地域的に、北部の里美地区においては、原発事故の飛散範囲に近いこともあり、比較的高い濃度にあるものと推定され、重点的な対応が必要と思われれます。このような状況に対する除染対策が、新たな課題であると考えられます。このようなことから、その対応について5点お伺いいたします。

1点目としまして、放射性物質による汚染調査の必要な地域、場所の把握についてお伺いいたします。1つ目は、重点調査把握対象の把握状況についてであります。汚染濃度が高いと想定され、重点的に調査を必要とする場所、地点、ものは何か、またその確認調査、把握状況についてお伺いいたします。2つ目は、重点調査対象の汚染状況について伺います。重点的に調査把握対象の場所、地域、地点あるいはもの等の汚染状況について、どの程度の状況にあるのか実態の確認、調査の現状と計画について、お伺いをいたします。

2点目は、放射線物質の除染対策についてお伺いいたします。常陸太田市は国の汚染状況重点調査地域の指定を要望しており、指定された場合、除染実施計画が義務づけられております。このようなことから、新たなホットスポット等の除染対策を重点的に進める必要があるものと考えます。この除染対策について、2点お伺いいたします。1つ目は、汚染場所、汚染物質の除染をどのように進めるのか。例えば、土壌、調整池等の汚染場所、汚染物質等の洗浄方法、その処理方法等の計画についてどのように考え、予定されているのか、お伺いをいたします。2つ目は、汚染された土壌等の物質の処理対応について伺います。汚染された農地や山の斜面、調整池等の土壌等の処理対応について、中間貯蔵、保管場所、最終処分を含めどのように対応していくのか。計画、考えについてお伺いをいたします。

3点目は、子どもの放射線の健康影響対応についてお伺いいたします。放射性物質の人体へ

の影響は、沃素については短時間的に影響があるが、24時間以内と言われております。セシウムは、被曝を続けると生涯に及ぶほど長期にわたると言われています。また、内部被曝限度基準は年間1ミリシーベルト以下、生涯100ミリシーベルト以下とされており、この基準値以上となると広島、長崎での実績から、がんになるリスクが高まると言われており、被曝の人体への健康影響が心配されます。福島の子ども130人の甲状腺の調査を実施した結果、10人に異常が発見され、そのうち2人が被曝したとこのことであり、数年ごとの長期の検査が必要とこのことであります。宮城県丸森町においても、今月4日に61人が甲状腺の検査を実施しております。このように健康影響が大変心配されますが、2点お伺いいたします。1つ目は、幼児、小中学生、妊産婦等への健康影響をどのように考えておられるのかをお伺いいたします。2つ目は、比較的濃度の高いと思われる地域の子ども、妊産婦等の健康調査が必要と思いますが、どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4点目は、近隣市町村との連携による放射線対策について、お伺いをいたします。放射線対策は汚染調査対象品、場所の調査や検査測定、洗浄さらには費用請求等広範にわたり、大変な業務であり、ご苦労されておられるものと思います。対策の中には、一市町村では対応が難しい課題や問題、あるいは近隣の市町村自治体と連携、協力して進めたほうが、より効果的、効率的に対応が図れることがあるのではないかと考えられます。県内でも県南地区、常総地区にて、協議会あるいは対応会議等を設置し、対応に当たるとしてあります。このようなことから、次の2点についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。1つ目は、放射線対策の情報交換や連名による除染費用請求等について。2つ目は、一市町村では対応が難しい対策の国、県等への要請について。

次に、5点目は情報公開、PR、広報の周知徹底についてお伺いをいたします。時間の経過とともに新たなホットスポットが出てきておりますが、市民の皆さんが、その内容や対策について心配しております。さらに、放射線は形もなく目にも見えず、なかなかわからないと言われております。新たなホットスポットの現状や対応状況、さらに放射線に関する基礎的知識情報をもっと広く理解していただき、市民に安心していただくことが非常に重要ではないでしょうか。この情報の公開、周知徹底について、2点お伺いいたします。1つ目は、新たに高い放射線が測定された地点や地域、もの等、その対応状況について。2つ目は、放射線に関する基礎知識について。これは、放射線セシウムと沃素とはどのようなものなのか。性質、特徴やセシウムの被曝限度、食品に含まれる基準値、さらにベクレルとシーベルトの違いや、換算、計算方法等、これらの情報を広く公開、広報し、周知徹底を図る必要があるものと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、3番目、自転車走行の安全対策についてお伺いいたします。平成20年6月に道路交通法が改正され、自転車安全利用5則が施行されました。この交通法によりますと、自転車は軽車両と位置づけられました。車道左側走行が原則となり、歩道走行は例外、信号遵守と一時停止など安全ルールを守ること、子どもはヘルメット着用が義務づけられております。しかしながら、このルールやマナーが浸透されず、ルールを無視して無秩序に走行していることと、

健康ブームと省エネ等により、自転車利用者の増加によって自転車の事故が多発、増加しております。警視庁によりますと、自転車が関連する交通事故は、全事故の約20%を占めているとのことであります。また、平成22年度の全国の自転車事故は2万3,000件、死者658人に上り、多くの事故と死亡者の状況にあります。太田警察署管内の、平成22年度の自転車が責任の人身事故は14件で、平成23年度においては、1月1日から12月1日までで16件と多発しているとのことであります。このように増加しつつある自転車事故を防止するための安全対策を、警察や関係機関と連携協力して、取り組み、対応することが大変重要であり、必要と考えます。行政としての取り組みについて、2点お伺いいたします。

1点目は、自転車走行の交通ルールと注意事項の周知徹底と啓発についてですが、事故の原因からもルールの無視が多いことによることから、やはりルールと注意点をよく理解し、守ることが肝要であり、自転車は軽車両であるという認識をより一層徹底、浸透していくことが重要だと思います。この交通ルールやマナーの徹底、啓発について、2点お伺いいたします。1つ目は、市民への交通安全講習会、パンフレット等の徹底啓発についてどのように進めていくのか、お伺いいたします。2つ目は、小中学生への対応についてお伺いいたします。

2点目は、自転車走行のためのインフラの整備についてお伺いいたします。自転車は車道を走行するにしても非常に危険リスクが高く、自転車が走行可能な歩道がない等、自転車の安全走行にとって、インフラの整備を進めることが重要であり、必須であります。インフラ整備について、2点お伺いいたします。1つ目は、通学路の整備であります。市民アンケートによりますと、市内中高校生の52%が自転車通学をしており、通学路の整備は中高生の安全を守る上で大変重要と思いますが、主な通学路の現状と整備計画の考えについてお伺いいたします。2つ目は、市街地の整備についてですが、特に駅前及び周辺等は交通量も多く、電車利用の自転車走行が多いこともあり、この市街地の整備が必要と思われませんが、現状対応、整備計画等についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 水害に対する治水対策についてのご質問にお答えいたします。

河川堤防の補強についての中で、東日本大震災による堤防損傷の改修整備状況についてでございます。今回の大震災により、久慈川直轄河川区間において112カ所で被災し、このうち100メートル以上の大規模な被災箇所は11カ所でございます。その中で、本市内の被災状況でございます。国で管理しております河川ごとに申し上げますと、久慈川ですが、粟原町が2カ所、小島町1カ所、松栄町1カ所、いずれも天端沈下による被災で、盛りかけ工法により復旧工事を進めており、平成24年3月に完了する予定でございます。里川は、落合町左岸1カ所が天端沈下による被災、山田川は藤田町左岸1カ所と久米町左岸1カ所が、同じく天端沈下により被災し、両河川とも盛りかけ工法による復旧工事を進めており、平成24年3月までに完了する予定でございます。その他小規模工事として40件発生しておりますが、すべて平

成24年6月までに完了する予定でございます。

次に、県管理の河川でございます。浅川は大方町1カ所、中野町2カ所、松栄町1カ所と4カ所で被災しております。茂宮川は幡町1カ所が被災しております。いずれも天端沈下によるもので、既に復旧している箇所もございますが、平成24年3月までにはすべて完了する予定でございます。なお、被災の復旧に当たりましては、久慈川沿線の自治体で構成し、市長が会長を務めております久慈川改修期成同盟会によりまして、国、国土交通省関東整備局でございますけれども、被災箇所の早期復旧・復興と地域の安全のため、河川改修事業の促進を鋭意推進するよう、要請を行っているところでございます。

次に、異常気象による想定外豪雨、大地震等想定外事象に対する堤防の強化対策についてでございます。今回の大震災により被災した大きな要因は、堤体内の液化化により堤防が沈下したものでございます。国土交通省では、盛りかけ工法による原形復旧工事を進めておりますが、堤防の土質に応じて、矢板工法、ドレーン工法及び軟弱地盤対策等を行い、強固な堤防に復旧する考えでございます。

次に、河川合流低地帯の冠水、洪水対策についての中で、避難路の整備、実態調査と整備計画についてでございます。今回の台風15号の豪雨により、粟原町の一地区において道路が冠水し、通行不能となり、一時孤立状態となりました。要因としては、大雨により山田川の水位が高くなり、内水にはけ切れず、長時間滞留したことにより冠水したものであります。この地区の安全対策でございますが、現地調査を行い、避難路としての整備が可能か検討し、早急に対応したいと考えております。

次に、冠水、洪水対策の具体的な施策についてでございます。国では現在、久慈川の流下能力が不足しているということで、洪水時に流せる水量を増加させるための河道掘削事業を推進しております。この工事は河床のしゅんせつを行うもので、堅石地区の左岸中洲に堆積した土砂約40万立米を、平成22年度から27年度までに除去して、新たに河川敷に、延長約1.5キロメートル、幅100メートル、深さ5メートルの分水路を整備し、さらにこの区間ののり面、護岸を補強する計画でございます。この計画により、約1割、水量を増加させることが可能となります。また、堤防の浸水対策としまして、粟原地区の堤防を強化するため、堤防改善事業も進めてございます。これらの事業を進めることにより、流下断面を大きくすることで、久慈川や支流となる里川、山田川等、各河川の洪水を円滑に流せるようになります。また、排水ポンプによる洪水対策につきましても、現在、国、県へ強く要望しているところでございます。なお、河道掘削事業については、久慈川改修期成同盟会により、久慈川流域住民の安全確保のため、早期に工事に着手するよう、国に強く働きかけておりました。その成果と考えております。

自転車走行の安全対策についてお答えいたします。自転車走行のためのインフラ整備についての中で、通学路の整備等についてでございます。順次お答えいたします。

最初に、世矢小中学校でございますが、歩行者の安全確保のため、狭隘だった国道293号線川中子の交差点の拡幅改良と国道の延長約500メートル区間の歩道整備を、幅員3.5メー

トルを本年度完成の予定でございます。さらに、交差点から世矢小学校までの区間、延長約670メートルにつきましても、道路拡幅と歩道整備工事、幅員は2メートルとなりますが、それを進めているところでございます。峰山中学校につきましても、国道349の磯部交差点から天神林町の県道日立笠間線交差点まで約3,000メートル区間に、歩道を含めた道路整備を推進中でありまして、工事の進捗率は約7割となっております。また、磯部交差点から国道349のバイパス区間、約215メートルにつきましても、歩道整備するという事で現在計画を進めてございます。

増井町の県道常陸太田那須烏山線につきましても、歩道が未整備ということで、歩行者、自転車利用者が危険にさらされておりますが、この延長約460メートル区間につきましても、幅員2.5メートルの歩道整備を本年度に着手し、25年度完成の予定でございます。南中学校、久米小学校につきましても、現在、通学路として道路拡幅、歩道工事を推進中でありまして、本年度、延長400メートルを整備し、平成24年度に完了の予定でございます。今後の通学路につきましても、児童生徒の安全確保のため、地元の要望及び関係機関と連携を図りながら、道路整備を進めてまいります。

次に、市街地の駅前及び周辺等についてでございます。まず、駅前及び周辺の道路等の整備状況でございます。国道293号は、旧日立電鉄線路跡地付近から駅前広場入り口までの延長約260メートル区間について、道路改良及び歩道幅員3.5メートルの整備を完了しております。国道349号につきましても、今後交差点を中心に延長約310メートルについて、同じく道路改良と歩道幅員3.5メートルの整備を進めてまいります。そのため、平成25年度の工事着工に向け、用地買収を鋭意進めているところでございます。また、自転車の通行でございますが、道路交通法では、原則軽車両として車道の通行となりますが、一方、道路構造の上では、自転車を車両として、3ないし4メートル等の一定の幅員の拡幅をされれば、自転車の通行も可能としてございます。従いまして、国道349号の整備が完了しましたならば、駅周辺の交通緩和及び自転車通行、歩行者の安全が確保されると考えてございます。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 放射能除染対応についてのご質問にお答えいたします。

1点目の放射性物質による汚染調査の必要な地域、場所、ものの把握につきましては、福島第一原発事故以降、これまでに農畜産物、水道水、農地の土壌などに含まれる放射性物質の測定、及び学校、幼稚園、保育園、観光施設などにおける空中放射線量の測定を定期的に行い、その結果を、防災行政無線、ひたちおおたお知らせ版、市ホームページにより、市民の皆様にお知らせをしてきております。さらに、9月からは、申請がありました市内事業所及び個人住宅地内における空中放射線量の測定を開始し、12月の6日現在で656カ所を測定しております。また、11月には、これらの測定に加えまして、市内全域にわたる公園、保健福祉施設、生涯学習施設、スポーツ施設、コミュニティセンター、上下水道施設等の公共施設等395カ

所，1,933ポイントにおきまして，雨どいや側溝ますなどのホットスポットを含む，空中放射線量の測定を行っております。今後も，生活空間を中心に，引き続きこのような測定をきめ細かく行ってまいりたいと考えております。これまでの測定の結果，8月に文部科学省が行った航空機モニタリングの結果と同様に，北部山間地域の一部，プラトーさとみ周辺や一部施設のホットスポットにおいて，除染が必要とされる毎時0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が確認されております。

2点目の放射性物質の除染対策についてでございますが，現在，副市長を委員長といたしまして，関係部課長13名による放射能対策委員会において，市の除染実施計画を策定中であり，この中で，除染の目標設定，除染実施計画区域及び実施者，優先順位，実施時期，除去した汚染土壌等の処理方法などについて，年内に計画をまとめてまいります。なお，あすでございますけれども，自治体や市民向けの，環境省からの除染ガイドラインが公表され，近くに市町村に対しましての説明会が開催されるというふうに聞いておりますので，これらに基づきまして，対策委員会において協議をし，除染対象に応じた適切な対策を講じてまいりたいと考えております。また，民間の住宅地等についても計画に盛り込んでいきたいと考えており，除染の進め方としましては，相談窓口などを設けながら，生活空間を中心に，市民協同による除染を実施してまいりたいと考えております。なお，プラトーさとみ周辺の除染につきましては，除染方法の確認のため，日本原子力研究開発機構及び県との連携により，取り組んでいるところでございます。

4点目の近隣市町村との連携による放射線対策につきましては，議員ご発言のように，連携することにより効果的，効率的な対応が図れるもの，例えば，除染の方法に必要な情報の交換あるいは国，県への要望につきましては，連携をして対応をしてみたいと考えております。なお，東京電力への除染費用の請求につきましては，各市町村で内容が異なりますので，これまでと同様，独自に適切に対応してまいりたいと考えております。

5点目の情報の公開，PRの周知徹底についてのご質問の中で，新たに高い放射線量が測定された場所等の対策につきましては，除染実施計画の中に位置づけをし，除染を行うまでの対処方法や除染の方法等について，市民の皆様にもお知らせをしてみたいと思います。また，放射線に関する基礎的知識の情報提供につきましては，これまでも市広報誌，お知らせ版，ホームページ等で，また，県や原子力協議会と連携し，放射性物質，放射線が健康に及ぼす講演会などを開催いたしまして，市民への情報提供に努めているところでございます。今後も，状況に応じた情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に，自転車走行の安全対策についての中，市民への交通安全講習会，パンフレット等の徹底啓発についてのご質問にお答えをいたします。議員ご発言のとおり，自転車の絡む交通事故は増加の傾向にあり，自転車走行の安全対策は，市民の安全確保を図る上で大変重要であると認識しております。引き続き，警察，交通安全協会，行政が一体となり，これまで以上に，自転車走行時の交通ルールの遵守に視点を当てた啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、毎月の街頭活動、季節ごとに開催されるキャンペーンを通じて、パンフレット等の配布等による啓発に取り組むほか、自転車を利用する機会の多い子どもたちや高齢者の方に対しては、出前講座を活用した交通安全教室や、実際に自転車を利用しての体験型講習会の開催などを実施してまいります。また、ドライバーに対しては、自転車の走行に注意を喚起するチラシ等の配布により、啓発の徹底を図ってまいります。なお、国土交通省、警察庁からの自転車の走行に関する自治体向けガイドラインが、今年度中に示されることとなっておりますので、これらを参考に、さらに実効性の高い自転車走行の安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 子どもの放射能の健康影響対応についてのご質問の中の、小中、幼児、妊産婦等への健康影響をどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

福島第一原子力発電所の事故における市内の放射線量の数値は、市ホームページ、さらには防災行政無線で広報しておりますとおり、現在のところ、幼児や小中学生、妊産婦等への健康に影響のあるレベルにはございません。

次に、濃度の高い地域の子どもの、妊産婦等の健康調査についてのご質問にお答えをいたします。ただいまお答えしましたように、市内の放射能の数値は、現在のところ、健康に影響のあるレベルにないこと、また、茨城県におきましても、子どもの健康調査は必要ないとの考えを示していることなどから、当市も現在のところ、子どもや妊産婦等への健康調査は必要がないものと考えております。しかし、健康に不安をお持ちの方も多いという認識を持っておりますので、9月16日及び18日に、市民を対象としました、専門家による放射線に係る健康影響講演会を開催いたしました。また、乳幼児に対する母乳や食事などの健康影響や、妊産婦の方々の不安に應えるため、乳幼児健康診査等において健康不安に対する相談を受けるなど、不安の軽減を図ってきております。今後も、引き続き健康相談を継続し、市民の健康に対する不安の軽減に努めてまいりたいと思っております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 次に、自転車走行の安全対策に関する小中学生等への対応についてのご質問にお答えいたします。

各学校においては、通学路や地域の危険箇所を把握するとともに、安全な自転車走行について、基本的な知識や技術を指導したり、現場指導を繰り返し行うなどして、事故の未然防止に努めているところでございます。これまでも、各学校では、PTAや地域の安全ボランティアの方々と連携した、登下校時の立哨指導、定期的な自転車の整備点検、交通安全教室や講習会の実施、生徒会や委員会活動による子ども同士の啓発活動等、事故の未然防止に向けた取り組みが行われており、学校の登下校等における自転車用ヘルメットの着用も、確実に定着されている状況でございます。しかしながら、帰宅後や休日等は、家庭や地域では、児童生徒がヘル

メットを着用していないことが多く見られます。道路交通法では、13歳未満の子どもには、保護者が自転車用ヘルメットをかぶせるよう、努力義務として規定されておりまして、各学校においては、このことを繰り返し各家庭へ周知し、自転車用ヘルメットの着用が徹底されるよう、啓発を図っていかねばなりません。教育委員会としましても、交通事故によりとうとい命が失われることのないよう、小中学生の自転車走行の交通ルールと走行時の注意事項の徹底啓発について、各学校に、交通安全に係る指導を一層強化してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時1分再開

議長（茅根猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番鈴木二郎君。

〔5番 鈴木二郎君登壇〕

5番（鈴木二郎君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

ただいまは丁寧なご答弁をありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。まず、1番目の水害に対する治水対策についてであります。再質問2点と要望をさせていただきます。

1点目の、河川堤防の補強に関する1つ目の改修整備につきましては、理解をいたしました。2つ目の想定外の豪雨、地震に対する強化策につきまして、1点再質問をさせていただきます。堤防の強化を図るということですが、豪雨によって水位が上がり、堤防の決壊等を防ぐためには、堤防のかさ上げを図ることも重要であり、有効な手段ではないかと考えますが、この対策についてどのように考えておられるのか、ご所見をお伺いいたします。

2点目の、合流低地帯の冠水、洪水対策に関する1つ目の避難通路の整備につきましては、理解をいたしました。要望をいたしまして、予算的にも厳しいものがあると思いますが、できるだけ早期に対応していただきますよう、お願いをいたします。2つ目の冠水、洪水対策の具体的施策につきましては、1点再質問をさせていただきます。久慈川下流の土砂の堆積を掘削し、水位を下げ、流れを改善するとのことでしたが、堰の上は土砂が堆積し、流れが阻害されておる状況にあります。上、中流の堰を掘削することも有効ではないかと考えられますが、この点についてのご所見をお伺いいたします。

2番目の放射能除染対応について、3点再質問させていただきます。1点目の放射線の汚染調査が必要な場所、ものとして、1点お伺いいたします。1つ目は、可燃ごみを燃焼させた清掃センターの焼却灰は、焼却すると濃度が凝縮されると思われませんが、この汚染状況についてお伺いをいたします。2点目の除染対策について、1点お伺いをいたします。放射能対策委員会を設置して、放射能汚染対策の基本方針などを策定するというところでございますが、やはり専門技術や知識が必要と思われるので、メンバーとして、放射線に関する外部の学識経験者等の専門家に入っていただくべきではないかと考えますが、これに関するご所見をお伺いいた

します。3点目の子どもの健康調査について、1点お伺いいたします。市民から健康調査をしたいとの申し入れがあったとき、どう対応するのか。また、放射線は、何年か後に異常が出る可能性があります。長期的に、継続して調査が必要と思いますが、これらの対応についての考えについてお伺いいたします。

4点目の自転車走行の安全対策につきましては、理解をいたしました。要望としまして、大切なことは、自転車走行の交通ルールやマナーの周知徹底と、インフラの整備にあると思います。特に、インフラの整備について、子どもとお年寄りにとっては、車道を走行することは非常に危険が多いことから、通学路、市街地以外の危険と思われる道路、交差点等につきましても、今後整備いただきますよう、要望をいたします。

以上、再質問と要望を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長 菊池拓夫君登壇〕

建設部長（菊池拓夫君） 2回目のご質問にお答えいたします。

異常気象による想定外豪雨、大地震等想定外事象に対する堤防の強化対策についての中で、堤防のかさ上げについてでございます。現在、国においては、無堤部や、河川断面として完成形となっていない区間の改修工事を、重点的に進めております。堤防のかさ上げにつきましては、現在の整備計画が完了後、新たな河川改修計画の中で検討する考えでございます。その際は、市としても強く整備要望を行ってまいります。

次に、冠水、洪水対策の具体的な施策についての中で、久慈川上、中流の堰の堆積物の掘削についてでございます。堰につきましては、久慈川に辰ノ口堰、里川には田渡堰と里野宮堰、山田川に藤田堰と薬谷堰、それぞれ里川堰土地改良区、及び辰ノ口堰土地改良区において管理をしております。管理の概要でございますが、取水時期となります4月初めに、ゲートの開閉のために、堆積した土砂を取り除く作業を毎年行っております。また、堰の影響範囲以外、上流部の堆積土砂につきましては、河川管理者であります県に、撤去するよう要請するなどいたしまして、管理を行っているところでございます。今後も安全対策として、堆積土砂を取り除く必要のある箇所がありましたならば、冠水、洪水対策の施策として、河床のしゅんせつ等を県に要望してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 放射能除染対応についての2回目のご質問にお答えをいたします。

焼却灰につきましては、定期的に、清掃センターの焼却灰に含まれる放射性物質を測定しておりまして、その結果は、国の基準でありますキログラム当たり8,000ベクレルを下回っている状況でございます。ちなみに、11月30日の測定値は、キログラム当たり256ベクレルとなっております。このことから、これまでどおり管理型の一般廃棄物最終処分場にて埋め

立て処分を行っております。

次に、放射能対策委員会に専門家を加えることにつきましては、現在、日本原子力研究開発機構の協力を得まして、プラトーさとみ周辺の除染の方法について、検討を行っているところでございます。現地の放射線量の詳細調査を行いまして、地形等の条件も踏まえて、有効な除染方法の提案を受けることとなっております。今後も必要に応じまして、専門家のお力を借りていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 子どもの放射線の健康影響対応についての、2回目のご質問にお答えいたします。

市民から健康調査を受けたいとの相談があったときの対応について、また、長期的な継続した調査に対する所見についてでございますが、初めに健康調査を受けたいという相談があった場合についてであります。まず、健康調査を受けたい理由について丁寧にお聞きをし、個別の相談に応じてまいります。その上で、どうしても健康調査を受けたいとの希望があれば、相談内容に応じた検査を受診できる医療機関を紹介してまいりたいと考えております。

次に、長期的な調査に対する考えでございますが、市内の放射線が健康に影響のあるレベルにない状況では、長期にわたる調査は必要がないと基本的には考えておりますが、福島第一原子力発電所の事故は収束したわけではございませんので、新たな情報に注意し、健康不安に対する相談等を継続して行ってまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 次、6番平山晶邦君の発言を許します。

〔6番 平山晶邦君登壇〕

6番（平山晶邦君） 平山晶邦であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

「広報ひたちおおた」12月号に、市の財政は健全ですの記事が載っていました。これは、平成22年度決算で見た財政診断となっていました。私は、市民が受ける感じは、常陸太田市は財政が大丈夫なんだ、これからも自分たちが受けている行政サービスは受けられるんだと、このように思ったと思います。昨年の12月議会で、同僚議員の質問に対して、執行部は、本市は地方交付税の割合が高いので、別枠加算の廃止など地方交付税が減額となった場合、当面は基金の取り崩しや行革努力により対応するにしても、将来的には、現在の行政サービスの見直しに着手せざるを得ないものと考えておりますと答弁をしております。私は、市民に対して、市の財政は大丈夫なんだというメッセージと、将来行政サービスが受けられなくなるんだという答弁のギャップを、執行部はどのように考えているのかを、市民は知りたいのです。今議会の招集のあいさつの中でも、市長は、合併算定替の20億円について言及しています。そこで、私の考えを述べさせていただき、質問をいたしたいと思っております。

今、ヨーロッパの財政危機が大きな話題となっております。ギリシャの財政危機に端を発した

ヨーロッパの財政危機は、世界の危機になっています。日本においてもその影響は顕著で、他人事とは言えません。30年前であったら、ヨーロッパの小国で財政が破綻した国があるぐらいの話題で終わっていたかもしれません。しかし、グローバリズムの時代は、世界で起こったことが、すぐに日本に影響を及ぼします。ヨーロッパで起こっている財政危機が、日本にも大きな影響としてあらわれているのです。

世界の問題と常陸太田市が関係あるのかと思われるかもしれませんが、今年の茨城県内の1,000万円以上の企業倒産は、過去最大であったそうであります。その原因は、ヨーロッパの経済危機や円高やタイの洪水の問題だそうです。茨城県の企業が、いかに世界的な問題とつながっているのかの証左でありますし、常陸太田市にも関係がないことでは済まされなくなっています。例えば、常陸太田市内の高校の就職活動に影響が出るかもしれません。企業のリストラにあって、本市においても、生活保護世帯になっている人も増加しています。このような状況があるのです。

財政破綻したギリシャでは、公務員の報酬が30%減になり、国民への行政サービス機能ができなくなっています。ギリシャの国債は50%減価を機関投資家に義務づけ、国債を持っている銀行などは大きな損失をこうむっていますし、倒産した銀行もあります。7年前、アテネオリンピックを開催したその国で、今、国が破綻しようとしているのです。ギリシャ危機は、ポルトガル、スペイン、イタリアと飛び火して、今やフランスに危機の影響があらわれようとしています。財政債務危機によって、ユーロ圏が消滅するかもしれない状況を呈しています。

先ほども申しあげましたように、私たちが住んでいる日本においても、大きな財政危機が迫ろうとしています。世界で見ても、GDP、国民総生産の、実に200%を超える国債を発行しているのは、日本だけです。これは異常な値です。よく日本では、国債の引き受け手が、日本国内の機関投資家である銀行や生損保で、90%以上も国内で消化されており、外国資本が日本国債を持っている割合が少ないから、まだ影響が少ないと言われますが、果たしてそうでありましょうか。そして、国債がまだ大丈夫と言う根拠に、国民の個人総金融資産が1,400兆円あるから、これを超えなければまだ行けるんじゃないかということも言われますが、国民の個人の借金も400兆円ぐらいあるわけでありますから、差し引き1,000兆円がリミットであると考えなければなりません。そうすると、政府は、来年度の国債の発行は4兆4,300億円以内としています。また、復興債は1兆5,500億円としています。どのような債権にしようとも、合計で5兆600億円の借金が増えることには間違いありません。そうすると、現在でも日本の借金は国、地方合わせて900兆円以上です。それに5兆600億円を足すと、限りなく1,000兆円に近づくわけです。これには、国の独立行政法人などの借金は入っていません。

このように見ていくと、個人資産を2年以内には超えてしまうような状況が生まれます。そうすると、世界の格付会社が日本国債の格付をマイナスします。国内の機関投資家と言われる銀行や生損保会社が、国債のマイナス評価分を利益から出さなければならなくなります。銀行や生損保会社の経営が大変な状況になり、それ以上の国債の引き受けができない状態になったら、ドイツであったような、国債の募集額に届かない札割れが生まれ、日銀が買い支える以外

ないなどの状況があらわれるかもしれません。そうすると、日本の国債の利率が上がり、返済の金額も上がってしまう状況になり、日本においても、欧州で起こっている国債のデフォルト、債務不履行も現実を帯びてくるかもしれません。

このように、政府も、過去最大と言われる来年度予算の中で、借金をしながら問題をどのようにクリアして予算編成をしていくかが、最大の課題としています。その議論の中で、地方交付税の見直しも例外ではないのです。特に、別枠加算の問題は、1年も前から議論しています。市民の皆さんもご存じのように、常陸太田市の予算は、自主財源が55億円ぐらいしかない中で、国の政策いかんによって、国からの交付税や補助金によって、230億円以上の予算執行をすることができていますし、23年度は震災の影響がありますが、276億円近い予算の歳出になります。それゆえ、国の動向が直接、常陸太田市の状況の変化となってあらわれます。

小泉内閣の三位一体改革のときは、常陸太田市の予算は、それまで蓄えていた財政調整基金を取り崩しながら予算編成をしていました。財政調整基金の残高は、22年度末で37億円ですが、平成19年度は24億円しかありませんでした。23年度12月現在で見ると、大震災の影響により、20億円の取り崩しがありますから、現在は約20億円の残高でしょうか。私は大震災の復旧予算は、可及的速やかに事業を行うには、基金の取り崩しは必要不可欠であると考えています。しかし、前段にも申し上げましたように、国の大変厳しい状況を見ると、財政調整基金のことばかりではありませんが、今後の常陸太田市の財政状況を心配せずにはいられません。

市民からも、今回の震災で常陸太田も金がかかるだろう、財政は大丈夫かとか、国も借金が多いけれど、常陸太田市の借金はどうかなどの質問をよく受けます。また、常陸太田市は財政力が0.43と弱小で、面積は県内で一番大きく、人口減少が急速に進んで行政効率が悪く、高齢者の割合が多く、そして少子化であるという事実から、行政経営が大変難しいまちであります。そこで、市民目線で、今後の本市の財政状況についてお伺いをいたします。

1点目としては、現在の財政状況について伺います。1つは、今回の東日本大震災を受けて財政状況の変化はあるのかを伺います。2つ目は、今年度末の、市民の貯金である基金の残高の状況は、どのくらいの金額になると予想しているのかを伺います。

次に、大きな質問の2点目として、来年度以降の財政状況をどのように考えているのかをお伺いをいたします。先ほども申し上げましたように、本市は人口減少が県内でも一、二の地域であります。人がいなければ、市税の減少につながります。また、今回の震災で固定資産税などの変化があると考えます。そのような背景の中で、1つとして、市税等の自主財源の状況に、今後変化はあるのかをお伺いをいたします。2つ目は、国の状況が大変厳しい中で、本市にもおいても、平成27年度から平成32年度の5年間で、合併算定替の20億円の措置が切れてしまいますが、今後の地方交付税や国庫支出金等の見通しはどのように想定しているのかを伺います。3つ目は、今回の震災により財政調整基金が取り崩されますが、今後の財政状況の中での財政調整基金の見通しをお伺いをいたします。

最後に、市債の残高についてお伺いをいたします。本市は、確実に市債の残高の減少を進め

てまいりました。これは、現在のような経済環境や社会環境の中では、やらなければいけないことでもあります。しかし、本市は今後、水道事業や大きな事業を予定しています。が、果たして今回の震災後の市民感情を考慮すれば、借金である市債の増加を市民が許すのかは、意見があるところだと考えます。災害復旧は近々の課題として取り組まなければなりません。そして、先日示された110億円近い、3カ年の復旧事業を進めていかなければなりません。しかし、市債が増える、借金が増えることに対して、市民が敏感なのです。そこで、今後の市債の残高をどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 初めに、財政状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の東日本大震災を受けての財政状況の変化と、今年度末の基金残高の状況についてでございますが、平成22年度の3月補正から今定例会までに、震災関連経費を全会計で60億3,000万円の予算を計上し、復旧・復興に取り組みますとともに、市税や使用料、手数料、これら6,000万円以上を減免するなど、被災者支援に当たっております。このため、議員のご発言にもございましたように、これまでに財政調整基金を20億円取り崩しまして、財源の調整を図っているところでございます。

2点目の基金の状況でございますが、一般財源として活用が可能な財政調整基金で申し上げますと、平成22年度末におきまして、37億3,000万円の残高がございました。先ほど申し上げましたように、今定例会までで20億円取り崩しをしております。また、3億5,000万円を積み立てる予算を編成しておりますことから、今年度末の基金残高は、20億8,000万円となります。しかし、現在、国、県との調整などによりまして、財源の確保に努めているところでございますので、今後、国庫支出金の確定や震災関連の特別交付税の算定、通常分の特別交付税の決定、臨時財政対策債の活用などによりまして、14から15億円程度の財源が見込めますことから、財政調整基金の年度末の残高につきましては、最終的には、35億円程度確保できるものと見込んでございます。

次に、来年度以降の財政状況についてのご質問にお答えをいたします。1点目の市税等の自主財源の状況についてでございますが、平成24年度の市民税につきましては、年少扶養控除等の廃止に伴いまして、9,000万円程度の増収を見込んでおります。しかしながら、固定資産税につきましては、評価替えによりまして、土地家屋の課税標準額が減額となりますことから、1億5,000万円程度の減収となりますので、市税全体で6,000万円程度の減額と見込んでおります。また、その後につきましても、生産年齢人口の減少や地価の下落等によりまして、減少傾向は続くものと考えております。

2点目の地方交付税及び国庫支出金の見通しでございますが、本年8月12日に閣議決定されました中期財政フレームによりまして、地方の一般財源につきましては、今後3年間、平成23年度の水準を下回らないよう確保するとされておりますことから、平成24年度から26

年度までの税収を含めた一般財源は、おおむね平成23年度と同額程度で推移をしていくものと考えております。しかしながら、本市では、地方交付税の合併算定替が平成27年度から段階的に縮減となります。平成32年度におきましては、平成23年度ベースで算定をしますと、普通交付税と臨時財政対策債を合わせまして、20億8,000万円が減少することになると考えております。また、国庫支出金につきましては、復興債を除きまして、新規国債発行額を平成23年度当初の水準を上回らないよう努力するとされておりますので、全国ベースでは現在を上回ることはないと考えております。

次に、3点目の基金の状況でございますが、平成27年度から地方交付税が段階的に減額となりますことから、合併特例債を活用しまして、まちづくり振興基金を創設し、財源の確保に努めてまいったところではございますが、第2次定員適正化計画による人件費の削減など、一層の行政改革の推進に努め、現在並みの一般財源が確保される平成24年度から26年度までの間に、財政調整基金や減債基金にできる限り積み増しを行い、基金の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後に、4点目の市全体の市債残高についてでございますが、合併直後の平成16年度末におきまして、500億4,000万円だった残高を、22年度末には435億円まで減らすなど市債の抑制に努めてまいったところでございます。今後につきましても、上水道統合事業などにより一時的に残高が増えるものと思われませんが、数年後には減少に転じるものと見込まれますので、引き続き市債の抑制に努めてまいる考えでおります。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 6番平山晶邦君。

〔6番 平山晶邦君登壇〕

6番（平山晶邦君） ただいまご答弁いただきまして、ありがとうございました。内容等、理解をいたしました。ただ、先ほどの自主財源、6,000万円ぐらい、それは順次減っていくということでございますので、今回の震災で相当な家屋の倒壊だとか、整備しているものも、算定替以外に相当あると思いますので、その辺も十分精査をしていただいて、自主財源の確保等にも努めていただきたいというふうに思います。

私も意見をちょっと申し上げて、質問を終わりたいと思うのですが、先日、東京で若手の経営者と話をする機会がありました。彼は、仲間と話をする、もう日本の国債は消費税を少しばかり上げたって国債の償還は無理だと。10年以内には徳政令が出るだろうと仲間内で話していますよと言っていました。私は、徳政令はちょっと厳しいかなあと考えますが、果たしてこの日本の財政状況をどのように克服していくかを考えると、常陸太田市においても、行政の無駄遣いは絶対にできないと考えます。そして、将来の常陸太田市の姿を、希望的数字ではなく、実態に即した数字を市民に示して、本市の行政サービスのあるべき事業を、市民と確認しておくことが大切なのではないかと考えています。

12年度の予算編成は、国においても、過去最高の206万人に上る生活保護受給者の増加や年金受給者や、医療費の増大に伴う社会保障の増大は必須でありますし、本市においても、

生活保護世帯の増加や、高齢者対策や、少子化対策や、社会保障費の増大や扶助費の増大というのは避けられない状況だと考えます。現在、本市でも来年度の予算編成作業中であると思いますが、やはり「入りを量りて出づるを制す」と言われておりますが、財政に裏づけされた予算の編成が大切であると考えます。前段で申し上げましたように、欧州の財政危機は日本にも当てはまり、国に大きく依存している常陸太田市の財政にも直結することを再度申し上げ、市民に対し、厳しい財政状況の現状を説明し、市民と共有することも大切であることを申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（茅根猛君） 次、22番宇野隆子君の発言を許します。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

大震災、原発災害から9カ月が経過し、被災地では復興に向けて懸命の努力が続けられていますが、生活となりわいの再建は進んでおりません。原発事故は収束の見通しも立たず、放射能被害が拡大しています。被災地に住民が戻り、暮らし続けていける地域として復興できるかどうか、重大な岐路を迎えています。東日本大震災の復興、原発災害の除染費用などを盛り込んだ第3次補正予算が成立しました。古い政治の枠組みを根本から見直し、大胆に財源を確保して、文字通り本腰を入れて取り組まなければ、かつてない大災害を乗り越えることはできません。ところが、第3次補正予算は、25年間で8兆8,000億円の庶民増税を盛り込み、法人税減税を来年度から実行しようとしております。庶民に増税、大企業に減税、これは旧来の政治のやり方そのものです。庶民増税による税収は大企業減税に吸い込まれ、復興財源は1円も生まれません。思いやり予算など米軍関連経費と政党助成金を中止すれば、それだけで、25年間で8兆円以上の財源を作れます。法人税減税と証券優遇税制をやめれば、25年間で4.2兆円の財源を生み出せます。財界の利益と米軍優先の古い枠組みを打ち破れば、復興をしっかりと支えることができるわけです。

原発事故の賠償と除染の費用は、第一義的には原発事故を引き起こした東京電力が負担すべきです。電力業界、原子炉メーカー、大手ゼネコン、鉄鋼、セメントメーカー、大銀行など、原発で大もうけをしてきた原発利益共同体にも負担を求めるべきです。こうした抜本的な財源策に踏み切るところか、第3次補正は、東京電力救済の枠組みである原子力損害賠償支援機構の税金投入枠を、2兆円から5兆円に拡大しています。本末転倒のやり方では、必要な財源を確保することはできません。除染と全面賠償の費用は膨大です。日本共産党は、東京電力を初め、電力業界が核燃料サイクル計画のために積み立てている再処理等積立金など、5兆円にもなる巨額の原発埋蔵金の活用を提案しています。本市では、公共施設等の復旧は進んでいるようですが、被災した家屋の修繕はまだまだの状態です。私は、被災者への直接支援と原発事故による放射能汚染から子どもたちの身を守ること、これは緊急課題だと思います。

最初に、本市の新年度予算編成について質問いたします。東日本大震災と原発事故は、これまでの国の政治とともに、地方政治のあり方の根本を問うものとなっています。政治がすべての被災者の生活となりわいの復旧・復興に責任を果たし、原発災害から国民の命と健康を守る

緊急課題に取り組み、原発依存のエネルギー政策を大もとから見直すという大きな課題が課せられています。東日本大震災は、本市にも大きな被害を及ぼしております。原発事故はいまだに収束の見通しも立たず、放射能汚染による健康被害への不安も広がっております。大震災と原発危機の現実直面し、住民の命と暮らしを守ることこそ、政治と行政の最大の使命であることが痛切に示されました。市民の暮らしを応援し、福祉、防災のまちづくりを目指すことが求められております。

以上の立場から、新年度予算編成に当たっては、2013年度までの震災復旧・復興計画でも示されましたが、大震災の復旧・復興、そして被害者支援、放射能被害から市民を守る緊急課題を進め、医療、介護、福祉の充実、中小商工業と農林水産業への支援、教育条件の整備などを重点にするよう強く求めるものです。そこで、1点目に新年度予算編成に当たり、基本方針について市長に伺います。

次に、国が進めようとしている増税案についてです。野田首相は12月1日の記者会見で、消費税を10%に増税する、社会保障、税一体改革を表明しました。首相は一体改革について、社会保障の機能を強化し、安定財源を確保して、将来にわたって持続可能なものにするための処方せんだと述べ、消費税増税は社会保障のためであるかのような説明をしております。年金の削減や支給の先送り、外来受診のたびに定額負担させる制度の導入など、厚労省が一体改革成案の中身を具体化すればするほど、社会保障の切り捨てが浮かび上がってきています。社会保障改悪のオンパレードと、消費税の5%から10%への12兆円もの増税を一体で実行するようなやり方は、過去にも例がありません。これまでのどの政権もできなかった暴挙です。この暴挙を、社会保障のためと言って押し通そうとする野田首相の態度は、絶対に許されません。財政が大変だと言いながら、大企業向けの法人税減税に固執し、米軍の思いやり予算や政党助成金にすらメスを入れようとしない民主党政権のやり方には、一片の道理もありません。このような国が進めようとしている増税案は、大地震で、また原発で苦しんでいる被災者をさらに苦しめるものです。本市の市民にとっても、暮らしや地域経済を脅かします。国の増税案に対する市長のご見解を伺います。

2番目に、原発放射能から市民の命と暮らしを守ることにについて伺います。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から、9カ月が経過いたしました。福島第一原発の放射能拡散の事故は人体への被曝、生活の場や自然環境破壊が今も続いています。これからも数十年単位の長期間、継続して注視していかなければならない問題です。原発と放射能問題で、8点について質問します。

1点目として、測定と除染の取り組みの現状を伺います。ホットスポットやミニホットスポットの除染を速やかに進める。同僚議員が、先ほどの質問で、プラトーさとみ周辺で放射能汚染の数値が高いと。今後、専門家と相談をしながら、計画して除染を進めたいという答弁がありましたけれども、このプラトーさとみ周辺について数値が高いと、いつの時点でわかったのか、このことについても伺います。

2点目は、除染実施計画についてです。11月から副市長を委員長として、各課長計13人

で構成する放射能対策委員会を設置し、除染対策の基本方針や除染計画の策定に当たることを決めています。その除染実施計画の内容、スケジュール、そして除染の基準について伺います。市立の小中学校や保育園、公園などの放射性物質除染基準ですが、環境省によると、除染基準は地上1メートルで0.23マイクロシーベルトとしておりますが、本市の除染基準を毎時幾らにするのか伺います。

3点目は、市民団体への測定器の貸し出しについてです。現在、敷地内の放射線量測定を希望する市民に、無料で測定を行っており、今後2回目の測定を希望される市民についても、12月より受付が始まりました。当初、市民からは、測定までに1カ月近くかかった、こうした声も聞かれましたが、今は、不安がなくなった、まずは一安心した、このような声も聞かれています。今後も希望者への測定を行ってほしいと思います。学校等公共施設に放射線測定器が配置されるようですが、私は、希望する市民や団体への貸し出しをして、総合的にきめ細かい測定ができる体制を作りたいと求めますが、ご見解を伺います。

次に、放射線健康リスク管理についてです。1点目として通学路の測定について伺います。現在、保育園、幼稚園、小中学校については2週間に1回、都市公園などは1カ月に1回、放射線測定を行っていますが、子どもたちが毎日利用する通学路について、きめ細かな測定を求めますが、ご所見を伺います。2点目は学校給食の全食材の検査についてです。食べ物の放射能汚染のニュースが日々流れる中、子どもたちが毎日食べる給食は大丈夫だろうか、安全かと保護者から不安の声が上がっております。こうした事態を受け、横浜市や川口市ではすべての給食食材の検査を行っております。蕨市でも検査機器を購入して、毎日検査を行うとの報道がされました。私は9月議会で、給食の食材の検査について伺いました。検査結果の公開、食材の産地の公開などを行い、学校給食の安全に万全を期すことを求めました。教育長は、県外産の畜産物については納入業者及び産地を確認し、出荷制限されているものを除く農産物を使用しているため、安全が確認されている、地場産物については、生産団体において放射性物質の検査を独自に実施し、安全を確認していると、このようなことでした。

県保健体育課による調査で、学校給食における食材の放射線物質検査の実施調査があったと思いますが、11月1日段階で、44市町村のうち、直営もしくは委託して実施済み、あるいは実施予定が23自治体となっており、本市は現時点では予定もされておませんでした。放射能による健康被害は、急性障害だけでなく晩発性障害があります。放射線被曝は、少量であっても、将来発がんなどの健康被害が起きる危険性があり、放射線被曝の健康への影響は、これ以下なら安全というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが、放射線防御の大原則です。先ごろ、茨城県が購入する学校給食用食材の放射線検査機器の市町村活用に、本市が手を挙げたと聞いておりますが、本市でも給食食材の放射性物質検査の実施をするのかどうか伺います。

3点目は、内部被曝の健康診断についてです。内容的にはホールボディーカウンターや尿検査を実施することですが、ホールボディーカウンターで測定可能な放射線はガンマ線のみであり、メルトダウンから半年経過した現在では、主にセシウム137をターゲットとした計測に

なります。ストロンチウム、プルトニウムは測定できませんが、セシウムの内部被曝を知るための有効な手段であると考えられています。そこで、内部被曝の健康診断を、特に乳幼児、児童など、希望者を対象に実施することについてのご所見を伺います。

次に、農林水産業等への影響についての1点目として、イノシシ焼却処分の助成と今後の取り組みについて伺います。2012年3月15日までの狩猟期間中、有害鳥獣防止対策として、イノシシの捕獲1頭につき1万円から1万5,000円を助成して、持ち込まれたイノシシは市の清掃センターで焼却処分しておりますが、その現況と今後の取り組み状況について伺います。11月21日の全員協議会での市長あいさつの中で、近隣の市町村とも協力、また連携して進めたいとこのようなお話がありましたけれども、近隣の市町村についてもこうした連携が図られたかどうか、状況について伺います。

2点目は、農林水産業被害への全面賠償についての市の対応についてです。原発災害による損害賠償は、その範囲を恣意的に限定するのではなく、全面賠償、原発事故がなければ生じることがなかった損害について、すべて賠償することを大原則にすべきです。東京電力への請求、本払いについての現況を伺います。

3番目に、東海第二原発について伺います。6月議会において、私が、東海第二原発再稼働について市長のご見解を伺いました。市長は、NHKのアンケート調査で、安全が担保されるという確証がないという理由のもとに再稼働は容認できない、このような回答をし、東海村長と同じ立場であることを述べられました。廃炉については、日本全体のエネルギー政策をどうするのか、エネルギー基本計画を早急に見直しをする中で議論をしていくべき課題だと、こういう立場でした。10月11日、東海村の村上達也村長は内閣府を訪れ、細野原発事故担当相と会談して、東海第二原発を廃炉にすべきではないかとの考えを伝えました。村上村長は、東海第二原発の半径30キロ圏内に100万人の人口を抱える中で、これは全国一人口密集地に当たりますけれども、避難計画の策定は不可能と判断したと強調し、立地条件として不適切である上、30年を超えて稼働してきた東海第二原発の老朽化などを廃炉の理由として挙げておりました。全くそのとおりだと思います。この原発を持つことは、危険が大き過ぎるのでやめるべきだという東海村長の意見を受けて、市長のご見解を伺います。

4番目に、TPP問題について伺います。昨年12月議会で取り上げました。市長はどのように答弁されております。農業に壊滅的な打撃を与えるTPPは、あらゆる機会に反対の意見を表明していくと述べております。全国のJAや医師会などを中心にした反対の運動が広がり、全国1,400以上の市町村議会において、参加すべきでない、慎重に検討すべきなどの意見書を出しています。ところが、野田政権はTPPへの参加に足を踏み出しました。例外なき関税撤廃が前提のTPPへの参加は、農業に壊滅的な打撃を与えるとともに、農業再生の展望を大もとから破壊するものです。関税ゼロを強要するTPPは、農林漁業を土台から壊すだけではありません。非関税、障壁撤廃の名のもとに、食の安全、医療制度、雇用などのルールを壊し、暮らしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらします。農林水産業だけでなく、食品加工や運輸など関連産業や、地域経済と雇用に深刻な影響が出ます。食の安全を守る規制も交渉対象

となっております。残留農薬や添加物などが、基準が厳しすぎると主張するアメリカの勝手な要求が通れば、日本の食卓は大ピンチになってしまいます。

また、混合診療の全面解禁や株式会社の参入など、医療に市場原理を導入されると国民皆保険が壊され、本当にお金がなければ医療が受けられない時代が来る。これは、日本医師会がどのように話されておりますが、お金で命が左右される国になってしまいます。JA全中や全漁連、日本医師会など、広範な団体が参加反対の集会を開いています。世論のうねりの中で、APECでの参加表明に反対すると、この一点で超党派の院内集会も、11月7日に開かれております。安全な食料の確保、医療制度、地域経済と雇用など市民生活に与える影響など、TPP問題について、再度市長のご見解をお伺いいたします。

5番目に、市職員の健康管理について伺います。今回の東日本大震災に当たって、市職員の皆さんが、市民生活を守るために不眠不休で奮闘されました。職員は行政の大きな財産です。私も日々職員の皆さんに接しておりますが、病気になったり、早期退職されたり、亡くなられております。10月と11月に2人の職員が亡くなられ、大変残念な気持ちでいっぱいです。人事評価の導入が障害となって、職員一人ひとりのコミュニケーションが薄れてきている感もあります。仕事自体が忙しくなっているともいえます。このような職場の中で、人間だれでも強い人ばかりではありません。温かい一言は元気づけられ、きつい一言は心を落ち込ませるときもあるわけです。職員の健康については、まず、職員自らが健康管理に気をつけることはもちろんですが、その実態、状況はどのように把握されているのでしょうか。労働安全衛生法で規定している安全衛生委員会ですが、その組織体制について、役割と機能をどのように果たしているのか。また、安全会議の機能と役割についてもお伺いいたします。

6番目に、小学校統廃合について伺います。新年度4月1日から河内小、瑞竜小、佐都小学校が新年度から統廃合されます。3つの小学校が一度に地域からなくなってしまいます。これらの小学校を卒業されたご年配の方々、そして地域の住民はどんなにか寂しいことでしょう。学校は地域社会の財産であり、小学校校舎は災害時の避難所、地域住民の自治活動拠点としての役割を持つ、身近な公共施設です。また、小学校区は子どもたちの遊びの生活圈や自治の単位になっています。小学校の統廃合は、こうした地域のまとまりに影響を与える可能性があり、特に統廃合により広がった学区の中で、子どもたちの地域生活にどのような影響があるのかが心配されます。それぞれの学校地域で過ごしてきた児童、とりわけ低学年の児童への影響が心配されます。例えば、河内小の子どもたちは、登校する距離、時間も大幅に増えるでしょう。児童の減少のためとはいえ、子どもたちにとっても、保護者や地域住民にとっても、学校がなくなるということは大きな出来事です。子どもたちの教育環境の変化に伴う支援、援助について伺います。

7番目に、常陸太田市温水プールについて伺います。温水プールは市民の健康と体力づくりに役立ち、1年中利用できる施設です。コースも、歩行者専用やスロープとして高齢者や障害のある方も利用できるようになっております。料金も、他市より低料金で利用しやすい、こうした利用者の声が聞かれます。ところが、今議会において、市の温水プール使用料の見直しの値

上げ案が出されております。値上げをする理由は何でしょうか。伺います。

温水プールの設置管理条例の第2条には、市民の健康と健全な心身の発達を図るとともに、市民の交流の場とあります。その目的どおり、年間4万人を超える市民が利用しており、年齢層でも、高齢者や障害の方々の利用も少なくありません。健康と体力づくりに、またストレス解消にと、温水プールは市民に役立っています。医療費の軽減にもつながっていると言えます。このような温水プールの使用料の値上げはやめて、むしろ多くの市民にもっと利用してもらうことを考えたらどうでしょうか。障害者の方には減免制度が作られておりますが、子どもと高齢者、例えば65歳以上とか70歳以上の使用料は半額にするとか、値上げをするよりも利用者を増やして、市民の健康増進を図ることこそ、住民サービスの向上を図ると言えるのではないのでしょうか。ご見解を伺います。

8番目に、第5期介護保険事業計画について伺います。事業計画に基づく来期の保険料ですが、私は9月議会においても、支払い準備基金、何と5億8,000万円もある基金を思い切り取り崩して、月額3,650円の現行の保険料は引き下げの方向で、ぜひ取り組んでほしいと、このことを求めました。保健福祉部長の答弁では、介護保険料の上昇を極力抑えていきたいとのことでした。第5期介護保険事業計画策定スケジュールでは、11月中に基本理念、重点の目標を確認し、12月中に計画案を策定することになっております。

特養ホームの入所待ち解消のため、2012年度10床増、2013年度に145床の増、合計155、ベッド数の増ですけれども、この整備計画があることは承知しておりますが、そのために給付も増えることにはなるでしょう。しかし、見込まれる保険給付の増によって、保険料の上昇も見込まれますが、そのための基金活用で、この時期、保険料の値上げは行わず、引き下げる方向で検討できないのでしょうか。保険料がどうなるのか伺います。また、厚労省から指導、指針などが出されていれば、お伺いをいたします。

最後、9番目ですが、自然エネルギー活用の促進について伺います。世界では、脱原発への流れがドイツ、スイス、イタリアなどに広がり、自然エネルギーが、発電設備容量で2010年に原発を追い抜いています。日本でも、自然エネルギー資源量は、環境省データによると、20億キロワット以上の可能性があり、全国の原発54基分の約40倍にもなります。本市においては、まちづくりの視点から、自然エネルギー活用で先進となる計画を持ち、一歩進んだ施策展開を行うべきだと思います。

具体的には、1、電力供給の中で、自然エネルギーをいつまでに何%にするか、目標期限を決める。2点目、太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱などすべての自然エネルギーを位置づけ、再生可能エネルギー導入可能性調査を市内全域で実施し、地域の資源を探す。この点については、9月議会の質問で、調査の実施と検討をしまいたいと考えている、このような答弁をされておりますが、その後検討されているのかどうか伺います。3点目、自然エネルギーを中小企業の仕事づくり、雇用創出につなげることなどです。先ごろ、常陸太田市青年会議所からのまちづくりの提言の中に、自然エネルギーの活用が盛り込まれたと伺っておりますが、これらのことをまちづくりにしっかりと位置づけて、計画を推進していくためには特別な

推進体制をとるべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 初めに、平成24年度の予算編成方針についてでございますが、国の中期財政フレームにおける地方財政においては、前年度並みの一般財源を確保するとされているところでございますが、本市におきましては、将来、地方交付税が段階的に減額となることを踏まえまして、事務経費等の縮減あるいは定員適正化計画の着実な推進などを図りまして、財源の捻出を図ることを前提として、予算を編成してまいりたいと考えております。これらの財源を活用いたしまして、先日の開会あいさつの中でも申し上げましたように、復旧・復興計画を着実に推進するというのが、まず第1番目でございます。それらをもとに、少子化、人口減少抑制対策、産業の振興、人材の育成、地域の活性化など、活力ある常陸太田を創出いたしますための予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、同じく新年度予算編成の中で、国の増税案に対する見解についてのお尋ねがございました。国の増税案に対しましては、今、私が理解をしておりますのは、社会構造の変化から社会保障制度を支える財源の不足、これに対応するために、国において消費税を含む社会保障と税の一体改革について議論がなされまして、12月10日未明には、閣議においてその大綱が決定をされたところでございますが、その動向を見据えてまいりたいと考えておるところでございます。なお、この社会保障と税の一体改革におきましては、ただ単にただいま申し上げましたような、社会保障制度を維持していくための財源の確保という観点からだけではなく、もっと政府として、財政改革と言いましょか、削減できるところをきちっと国民にも示した上でないと、国民の理解を得られないのではないかというふうに考えるところでございます。特に政権与党であります民主党が、国会議員の数を減らすとか、その他もろもろのことを提案をしておりますけれども、これらについて一言も触れられていないのが極めて残念と言わざるを得ません。

また、いわゆる震災復興財源確保臨時特例法案につきましては、11月30日に参議院で決されたところでございます。未曾有の被害を受けた東日本大震災の復旧・復興の財源としての臨時増税でございますので、やむを得ないものと考えております。このため、これに関連する個人市民税につきましては、今後、市税条例を改正していくことになると考えているところでございます。

次に、東海第二原発についてのお尋ねがございました。ご答弁申し上げます前提として、東海村長の意見について意見を述べるという立場は避けさせていただきたいというふうに思います。私自身の考え方で答弁をさせていただきます。

6月の定例会におきましても、お答えを申し上げたところでございますが、国は、昨年6月に策定しましたエネルギー政策基本法に基づきまして、基本計画が立てられております。それを、まず第1番目は、早急に見直しをする必要があるというふうに考えております。国益を

損なわない中で、エネルギー政策をどうするのかという基本的な考え方、そのことがきちっとまず示されるべきだというふうに考えます。その中で、仮に原子力発電が必要であると、必要最小限の基礎について必要であるというふうな結論が出たとするならば、それを廃止の方向に持っていく再生可能エネルギーの適用の工程表が、きちっと示される必要があると思います。残ったどうしても動かさなければいけない原発に関しては、当然のことながら安全の担保ということが大前提になってくると思います。そして、今回新たに示されましたUPZの考え方に基づきます具体的な地域防災計画、それが、地域住民にとって安全を担保する上で有効なものが策定をされない限り、原発の再稼働については、これを容認をすることはできないという考えは、今も変わっていないところでございます。

そしてまた、これまで原子力発電の再稼働等につきましては、立地自治体及び県知事に、その再開を認めるかどうかの権限がございましたけれども、今回の福島第一原発の事故にかんがみまして、東海村だけではなく、水戸、日立、ひたちなか、那珂、そして本市と、6市もその判断の権限を持つべきだという考えから、懇談会をまずは設置をしたところでございます。もちろん、茨城県に対しましても、原子力安全協定の範囲の中での権限の見直し、そしてまた、さらに多くの地方自治体、UPZに含まれるようなところも視野に入れた中で、そういう安全協定を結ぶべきだと、そんなことを知事に対しまして、先般申し入れをさせていただいたところでございます。

次に、TPP問題について、本市の現状と課題についてのお尋ねでございます。今、TPP関連の分野は、21分野に及ぶわけであります。しかし、それらの分野でTPP後を進める上で、そのメリット、デメリットについては、もっともっと詳しく情報の提供があって、それぞれが議論をできるような、そんな場を早く作るべきだというふうに思います。今はそういうものが示されないまま、それぞれの分野の関係者が賛成、反対を言っている、いわゆる国論を二分したような状況に今置かれている、そういうふうに思います。そんな中での判断でございますけれども、このTPPは、原則、関税撤廃の例外を認めない自由貿易化を目指すものでありまして、農林漁業はもとより、関連産業、地域経済、食の安全・安心への影響が懸念されるところでございます。また、先ほど言いましたように、十分な協議がないまま交渉に参加し、関税等が撤廃されますと、農業生産額や食料自給率の減少、あるいは医療や社会福祉、金融、保険、さらには地域経済にも多大な影響を及ぼすことが予想されるところでございます。TPPだけではなく、国益を考えたときに、FTA、すなわち自由貿易協定、あるいはEPA、経済連携協定等ではだめなのでしょうか。そのような検討が今なされているとは思えないわけでございます。もっともっと幅広い観点から、また中身も詳細に示された中で、これを議論していく必要があるというふうに考えます。

TPPが実施されたときの、本県の農業への影響につきましては、先にJA中央会が試算をした数字から言いますと、1,480億円、そして、本県の農業には35%のマイナスの影響が及ぶというふうに試算もされております。当市を考えましたときにも、米農家が非常に多くあります。米は今、778%の関税をかけて守られているのが実態でございます。農業を主力産

業といたします当市にとりましては、このＴＰＰへの参加により、非常に大きな打撃を受けることは予測されるところでありまして、昨年５月、第５回定例会でもご答弁申し上げましたように、参加すべきでない、考えは今も変わっておりません。

以上でございます。

議長（茅根猛君） 副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 職員の健康管理についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、常陸太田市衛生委員会の機能と役割についてでございますが、この衛生委員会は労働安全衛生法の規定に基づき設置しておりまして、１つに、職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事、２つとして、職員の健康の保持・増進を図るための基本となるべき対策に関する事、３つとして、職務上の災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事などを調査、審議し、各職場における安全衛生の向上並びに職員の健康保持に努めることを目的としております。

次に、常陸太田市職員職場安全会議の機能と役割についてでございますが、この安全会議は作業設備や作業方法及び環境上の危険に関する改善事項、労働災害の防止措置に関する事項などについて審議し、作業方法の改善等に反映させ、職員の安全衛生管理の向上を図ることを目的としております。この衛生委員会及び安全会議の活動を通しまして、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めるところでございますが、現在は、これらが十分に機能している状況にはないと言わざるを得ないと認識しております。職員の健康状態の集約及び職場環境の現状の点検等を現在進めておりまして、この準備が整い次第、会議を継続して開催するなどし、その機能を働かせてまいりたいと考えております。

またさらに、職員が自ら、心身の健康の保持や増進に努めるような安全衛生教育を推進しますとともに、管理職に対しましては、労務管理に関する研修等を徹底して行い、職員の安全と健康の保持並びに快適な職場環境の形成に努めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 原発放射能から市民の命と暮らしを守ることについてのご質問の中で、測定と除染の現状についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどの鈴木議員さんのご質問の中でも申し上げましたように、これまで詳細なきめ細かな測定を行ってまいりました。その中で、プラトーさとみが高いのは、いつの時点でわかったのかというようなことでございますが、これにつきましては、観光施設について、７月の６日から２週間に１回、測定を実施しており、その中で確認をしております。また、８月に行われました文科省の航空機モニタリングにおきましても、その結果が公表をされているところでございます。

次に、除染実施計画についてですが、現在、計画を策定中であり、この中で、除染の目標設定、除染実施区域、実施者、優先順位、実施時期と汚染土壌等の処理方法等について、年内に

計画をまとめてまいります。この計画に基づきまして、速やかに除染を実施してまいりたいと考えております。除染の対象といたしましては、国の基準に沿って、生活空間において、空中放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上となっている場所、子どもが活動する場所等を優先的に実施してまいりたいと考えてございます。

次に、市民、団体への測定器の貸し出しにつきましては、現在、市民等からの申請を受けて、臨時職員によりまして測定を実施しており、今のところ貸し出しについての要望の声はございませんが、今後新たに測定器の購入を予定している中で、希望される方への貸し出しについて行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、放射線健康リスクについてのご質問の中で、通学路の測定につきましては、各学校の周辺について測定を実施した結果、問題がないことを確認しております。これ以外の通学路につきましては、これまでの公共施設等の測定結果をマップに落とし、通学路を含めた生活空間2キロメートル四方をメッシュで囲んだ範囲を参考にいたしますと、いずれも問題がないと考えておりますが、市民、それから子どもたちの安全・安心確保のため、今後も必要に応じてきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギーの活用促進についてのご質問にお答えいたします。自然エネルギーの活用促進につきましては、平成20年度に策定いたしました地球温暖化対策地域推進計画において、太陽光、水力、風力などの再生可能のエネルギーの活用を推進することにしております。具体的な取り組みは、公共施設への太陽光発電設備の設置を初め、太陽エネルギーの利用を支援することによる、地球環境保全を図るための住宅への太陽光発電機器の設置補助を、平成22年度から行っております。この補助制度は来年度以降も継続し、さらに新たな補助対象となるものも検討を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の取り組みといたしまして、先進事例などを参考にしながら、本市の自然豊かな地域特性を生かした、さらなる自然エネルギーの活用方策を検討してまいりたいと考えております。そのために、平成24年度はまず、自然エネルギー活用の可能性調査を実施いたしまして、太陽光や水力、風力発電などをさらに推進するに当たって、どこにどれだけの設置可能性があるのか、適地等の把握に努めてまいります。なお、必要に応じて、自然エネルギーの活用のための年次計画を盛り込んだ、新たな計画や推進体制につきましても検討してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校給食の全食材の検査についてのご質問にお答えいたします。学校給食センターでは、給食を児童生徒に対して、安全で安心して食べていただくために、現在、野菜等の安全が確認されている食材を提供しているところでございます。県内はもちろん、県外産農畜産物については、入札時に納入業者及び産地を確認し、出荷制限されているものを除く農産物を使用しており、安全が確認されている状況でございます。また、地産地消で取り組んでおります地場産物については、生産団体において放射性物質の検査を独自に実施し、安全

を確認した食材を給食センターに納入しております。

食材の検査につきましては、国の第3次補正予算において、本県を含む17都県に対し、給食食材検査機器購入補助金として約1億円が計上されており、県では、検査機器を学校給食会等に配備する計画をしておりますので、これらの活用も検討してまいりたいと考えております。なお、業者から納入される食材の検査につきましては、まず当面の間、市役所の測定機器により、1週間に1回程度測定できるよう行ってまいりたいと考えております。

次に、小学校の統廃合の対応についてのご質問にお答えいたします。今回の学校統合におきましては、児童の通学距離が長くなるほか、通学する学校の規模も変わってまいりますことから、来年4月の統合に向けて、児童がスムーズに新しい学校に入っていけるよう、調整しているところでございます。具体的な対応の内容でございますが、通学バスにつきましては、安全性を確保した上で、効率的に、できる限り短時間で通学できるよう、ルート及び乗降場所等を保護者と協議しているところでございます。また、今回のように編入の形をとる学校統合に当たりましては、児童の心理的負担及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、体操服等を支給してまいりたいと考えております。なお、これにかかる経費につきましては、今議会に提出しております一般会計補正予算に計上しているところでございます。

統合先となります誉田小学校及び機初小学校でございますが、県の新しい学校づくり支援事業を活用し、統合時の1年間につきましては、それぞれの学校に2名の教頭を配置するほか、統合時には、通常よりも児童の心の負担や不安が大きくなりますことから、現在の瑞竜小学校、佐都小学校、河内小学校におきまして、児童の状態をよく理解している教員を統合先の学校へ計画的に異動させ、校内の指導体制の強化を図ってまいりたいと考えております。さらに、必要に応じて、中学校に配置されているスクールカウンセラーの派遣等につきましても行ってまいりたいと考えております。なお、児童、保護者の皆様は、安心して新しい学校へ円滑に入っていきますよう、各関係校と連携して、学校間の交流会等につきましても既に実施しているところでございます。

次に、温水プールの利用料値上げ案についてのご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり、温水プールは、平成15年7月に市民の健康と健全な心身の発達を図るとともに、市民の交流の場として設置された施設であり、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営に当たっているものでございます。オープン以来、毎年4万人を超える利用者が水泳やウォーキング等を楽しみ、体力づくり、健康づくりに役立っているものでございます。今回の料金改正は、これまで大人1回300円、子ども1回200円としてまいりましたが、近隣の施設と比較しても低額であること、また、利用者1人当たりの経費が例年1,000円程度要していることなどから、大人1回300円をいわゆる上限額500円に、子ども1人1回200円を上限額300円に改めるものでございます。なお、最終的な料金や減免の取り扱いにつきましては、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、温水プールが、設置の目的である市民の健康づくりや交流の場となるよう、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 保健福祉部関連のご質問にお答えいたします。

まず、放射線管理リスクの中の、内部被曝の健康診断についてでございますが、乳幼児や希望者などに対する、内部被曝のための健康診断を実施するのかがとご質問ですが、本市ではホームページや防災行政無線で広報しておりますとおり、市内の放射線や農畜産物の放射線は、現在のところ健康に影響のあるレベルにはなく、福島第一原子力発電所から新たな放射性物質の大気への大量放出もないこと、また、茨城県においても、子どもの健康調査は必要ないとの考えを示していることなどから、本市において、内部被曝検査を含む健康診査は必要がないと考えております。しかし、健康に不安をお持ちの方も多いとの認識をいたしており、健康維持のためには、心理的なストレスをためないことは大変重要でありますので、窓口や電話による相談、さらには乳幼児健康診査等における相談を継続し、日常生活に対する不安の軽減に努めてまいります。

続きまして、第5期介護保険事業計画に基づく、介護保険料についてのご質問にお答えいたします。まず、第5期介護保険事業計画の策定における進捗状況についてでございますが、8月24日に第1回計画策定委員会を開催し、続く第2回の計画策定委員会を11月30日に開催しまして、計画の概要を初め、高齢者の人口推移、高齢者実態調査結果の概要、計画の基本理念、基本目標等についてご意見を頂戴いたしました。今後、来年1月になりますが、第3回の計画策定委員会を開催し、高齢者福祉計画の目標値、介護保険各種サービスの給付費の見込み額についてのご意見をいただいた後、事業計画案を作成し、パブリックコメントを実施した後、2月に第4回の計画策定委員会を経て、成案を策定する予定で進めてまいりたいと思っております。

介護保険料につきましても、現在、平成24年度から26年度の3カ年の介護給付費の見込み量算出の作業等を行っておりますが、今後国が示す介護報酬単価の改正など、未確定な部分もありますので、最終的な介護保険料が定まるのは、年明け以降になるものと考えております。

介護保険料の考え方につきましては、9月の定例会でご答弁を申し上げましたとおり、第5期計画期間中に特別養護老人ホームの待機者解消を図るため、平成24年度に25床の増床、25年度に90床の新設と40床の増床により、計155床の施設整備を計画に見込んでおります。この施設整備や自然増に伴う給付費の増加により、介護保険料の上昇が見込まれますので、介護保険支払い準備基金を活用しても、議員ご発言の、介護保険料の引き下げは困難であると考えますが、上昇幅を極力抑制をしていきたいと考えております。

次に、厚生労働省からの指導、指針などが出されているのかがとご質問にお答えをいたします。国からこれまで、介護保険事業に係る保険給付費の円滑な実施を確保するための、基本的な指針の改正について示されております。現在、これに基づく各種介護保険サービスの基盤整備や、介護保険サービス給付費の見込み量の算出など、計画策定に向けた検討を行っているところでございます。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 原発放射能から市民の命と暮らしを守ることの中の農林水産業等への影響について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目のイノシシ焼却処分への助成と今後の取り組みにつきましては、今回市が新たに創設しました有害鳥獣被害対策助成制度の対象となる、市の清掃センターで焼却されたイノシシの数は、12月12日現在で94頭。そのうち、助成申請済みは64頭となっております。また、助成対象外ではありますが、捕獲し、食用とするため放射能測定を実施した頭数は21頭であり、11月15日から28日間に市が把握する捕獲頭数は、115頭となっております。また、当市と同様の制度を実施している市町村は、北茨城市、高萩市、日立市、大子町、石岡市が実施している状況であります。今後の取り組みといたしましては、昨年度より、当市が他市町村に先駆け実施しました狩猟期間における鳥獣保護区7カ所で、有害鳥獣の駆除を今年度も実施する予定であります。これらの有害駆除につきましては、今後も放射能の影響に注視し、積極的に対応してまいります。

2点目の農林水産業被害への全面賠償について、市の対応としましては、市内の農作物に対する損害の請求額は、市が組織しました農畜産物損害賠償対策協議会が、6月から11月までとりまとめた請求額は6,001万3,000円、茨城みずほ農業協同組合からの請求額は4,791万2,000円、茨城北酪農業協同組合からの請求額は1,750万円、合計額は1億2,542万5,000円となっております。そのうち、協議会、農協、酪農組合が6月から8月において請求した額8,595万8,000円のうち、弁護士費用等を差し引いた額8,507万3,000円が本補償により支払いがされており、9月請求分は1,530万4,000円、うち仮補償額は1,363万5,000円、89%の支払いがされ、合計額で9,870万8,000円が支払いとなっております。今後も、未賠償分の早期支払いの働きかけ及び被害のとりまとめ、請求はもとより、風評被害の払拭に努めてまいります。

以上です。

議長（茅根猛君） 22番宇野隆子君。

〔22番 宇野隆子君登壇〕

22番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。

1番目の新年度予算編成についてですけれども、基本方針については、復興・復旧を着実に進める、それを最優先で行ってほしいと、また、少子化対策、教育、福祉、医療、そういった市民の暮らしの支援、そういう面も最優先で行ってほしいと、このように思います。

国の増税案に対してですけれども、これは社会保障の財源だと言っていることは、野田首相が自ら言っていることで、内容は先ほど申し上げましたけれども、医療費の窓口負担を増やすとか、保育園についても民営化にするとか、それから70歳から74歳までの医療費窓口負担も増やすとか、この消費税ができてから社会保障、何一つ制度がよくなったものはないと、これが実感だと思うんです。こういう言い逃れをしながらやるべきことをやらない。

米軍への思いやり予算，それからすぐできること，政党助成金の中止，こういうことをやれば，先ほども申しあげましたように，25年間で相当な，8兆円以上の財源が生み出せると。ですから，3次補正予算で，25年で8兆8,000億円の庶民増税を盛り込んで，その一方で25年かけて，申しあげました思いやり予算とか政党助成金をなくせば，8兆円以上の財源は作れると。

そういう今すぐできることをしっかりやる。今大事なのは，東日本大震災で仕事をなくし，生活の再建の見通しが立たない，ふるさとも帰れない，こういう被災者の方をしっかりと支援するというをしないで，増税をかけるとか，TPPに参加するなどということは，震災復興の大きな足かせとなるわけです。そういうことで，被災者への支援をしっかりと行いながら，社会保障の財源のためなどということでの消費税増税はやめるべきであると，私はこのように考えております。

原発放射能から市民の命と暮らしを守ることにについて，これは本当に今最優先で行うべき課題だと思います。プラトーさとみ周辺の数値の高い状況ですけれども，これは速やかに除染を行っていくと。これは4月の時点でわかっていることで，プラトーさとみ施設自体は震災で使えなくなっておりますけれども，その周辺に住宅地もあるわけですし，きちんとした除染対策をとるということでお願いいたしたいと思います。

それから，2点目の除染実施計画につきましてですけれども，これは国の基準毎時0.23をもとにということでありますけれども，年間1ミリシーベルト，北茨城や高萩では国の基準よりも厳しく抑えて，0.19でやっているんです。これは，空間に0.04というのがありますけれども，それを除いて0.19ということで，基準値を厳しく下げているわけです。ですから，いろんな問題について，食べ物の問題の40ベクレルなどもそうですけれども，国の基準が緩い。そういう面では，地方自治体として住民の健康を守るという意味では，国の基準どおりではなくて，基準値はもっと厳しく下げると，そのことを要望したいと思っておりますけれども，それについてご答弁をお願いいたしたいと思っております。

内部被曝の健康診断についてですけれども，県のほうはやらないということでもありますけれども，そういうことに合わせてかどうかわかりませんが，数値が低いので必要ないというような答弁がありましたけれども，このように必要がないとはっきり断言ができるのかどうか。その根拠は何なのか。私は，子どもたちは感受性が高いということで，子どもを心配する親御さん対しても，希望すれば健康診断をきちんと行うという計画を立てることが必要かと思っております。その必要がないという根拠は何なのか，確認をさせていただきたいと思っております。

7点目，8点目についてはわかりました。やはり全面賠償，これが大原則ですからしっかりと行ってほしいと。9月，10月，11月と請求も出ていますと思っておりますので，そういう面では，協議会もできておりますけれども，市がイニシアチブをとって，しっかりとやっていただきたい，このことをお願いいたしたいと思っております。

3番目の東海第二原発の廃炉についてですけれども，これについては，市長からも再開は認めないというようなご答弁をいただいております。東海村長も新聞紙上で原発はやめるべきだ

ということで、原発は廃炉にという声も大きく県民の中に広がっております。開始後32年たつ東海原発の廃炉については、日常的にも大小の事故が頻繁に起きていると。そういう意味では、やはり廃炉にすると。

エネルギー政策の問題でも国は大変遅れておりますが、福島第一原発、本当にあの惨状は大変なものです。私も大分後から福島県に行きましたけれども、もう原発は要らないと。環境省でも言っていますように、20億キロワットのエネルギーがあるということですから、国は計画的に自然エネルギーに切りかえていくと。そういう方向に持っていくためにも、やはり自治体からの声も必要だと思います。

一気に原発がなくなるということではありませんから、あくまでも計画的にということで、それで当面、この東海第二原発はどうするのかというときに、私たちの本当に一番近いところに、4キロから5キロのそばにあるわけですから、そして、人口密度も全国一高いという中で、原発そのものをしっかりと見直しをして、廃炉をお互いに求めていきたい、こういう声を上げていきたい、このように考えております。

TPPについては、いろいろありますけれども、参加すべきではないというような勇気あるご答弁をいただきましたので、了解いたしました。

職員の健康管理についてですけれども、これについては十分に機能されていなかったということ認識していると、このようなことで、今後職場の点検、会議の開催等々を行いながら機能を果たしたいということですが、例えば、職員の中で、1カ月以上休暇を、病休をとっているという方がどれくらいおられるのか、参考までにお伺いしたいと思います。それから、管理職に対する研修、これもしっかりとやっていただきたい、このように思います。

温水プールの問題ですけれども、1人当たり維持管理費として1,000円ぐらいかかっているんだということでありますが、それは温水プール利用料ばかりではなくて、例えばパルティホールでいろんな催し物もありますけれども、そういったところで1人当たりどのくらいかかっているのかとか、ごみ処理費用がどのくらいかかっているのかと、そういうことで換算して市民に負担を負わせるということではなくて、安いことは結構なことで、安いから、300円だから、大勢の人が、4万人を超える人が利用していると。

ここで上げるとなると、指定管理者からも、料金を上げたら少なくなってしまうんじゃないかと。1つづりを今まで11日間かけて使っていたものを、今度は1カ月に1つづりぐらいになるかどうかわかりませんが。バスの問題を取り上げても、200円に上げたときに、本当に利用者が半減したんですよ。ですから、先ほど教育長も言われましたように、本当に健康増進のための温水プールであるわけですから、多くの利用者に重い負担ではなく、利用しやすい料金で使っていただけるように、私は、今回の利用料引き上げについての再考を求めたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

以上で質問を終わります。何点か質問をしておりますので、ご答弁をお願いいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 1カ月以上の病休者が何人いるかというご質問でございます。平成17年から現在までで46人という数を数えております。今後、管理職研修等を充実させまして職員の健康管理に努めてまいります。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 除染実施計画についての再度のご質問にお答えをいたします。除染の基準につきましては、国の基準に沿い、毎時0.23マイクロシーベルトを超えるところを除染の対象として、これ以下となることを目指してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 内部被曝の健康診断についての、2回目のご質問にお答えを申し上げます。内部被曝の健康診断についてであります。先ほど申し上げましたとおり、市内の放射線量や農畜産物の放射線量は、現在のところ健康に影響のあるレベルではないこと、そして、福島第一原発からの、新たな放射性物質の大気への大量放出もないこと、さらに県におきまして、放射線医学総合研究所や放射線影響研究所など専門家の意見を求めて、先日の橋本知事の健康診査について、やるべきでないというような意見を出したということ、これが根拠となっております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 温水プールの利用料金についての2回目の質問にお答えいたします。先ほどもお答えしましたとおり、最終的には、利用料金や減免の取り扱いにつきましては、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますので、料金については指定管理者と十分に協議して設定し、温水プールが、設置の目的である市民の健康づくりや交流の場になるようにしてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 除染の基準の答弁の中で、付け加えさせていただきたいと思っております。先ほど申しました0.23マイクロシーベルトにつきましては、国の基準であります、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定しての、事故による追加被曝線量毎時0.19マイクロシーベルト、それから自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分があります0.04マイクロシーベルトを足したものでございまして、先ほど申し上げました0.23マイクロシーベルトにつきましては、これから言いますと、0.19を除染するというようなことでございます。

議長（茅根猛君） 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りはあすの本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時散会